翻訳

アーサー・ニュスボーム『国際法の歴史』（訳・その三）

広井大三

第四章　近代——三十年戦争まで

東西の基礎的要素

〃近代〃は、アメリカが発見された年の一四九二年をもって始まるのが慣例とされているが、確かに、この大事件と宗教改革は、新時代の主要な道標である。国際法に及ぼした、それらの影響は甚大で多岐にわたっているが、しかし、新時代における国際法の発達は、まずもって、民族国家の抬頭、特に、スペイン、イギリス、フランスの抬頭に帰せられねばならない。この民族国家の抬頭は、長い過程を辿りはしたが、近代初期には成熟の域に達していた。封建法が、国際的な分野から消え去ったばかりか、政治的には、都市国家や他の小社会の地位を維持することも可能になっていた。イタリアにおけるように、民族国家の形成が生じなかったところでさえも、各都市国家は、領土の統合過程に大幅に屈服していった。北方のハンザ同盟も同じような運命に遭遇した。その結果として、国際的な商取り引きの関与者は数的には減少した。既に言及したように、神聖ローマ帝国の構成国が、国際的な性格を帯びた盟約を、時折り締結したことは事実であって、そうした構成国の傾向は、新時代になって増加はしたが、しかし、法的には、彼らは、皇帝権（と、勿論、帝国内の立憲的な権利の保持者たち）に従属したままであった。

神聖ローマ帝国内の遠心的傾向は、ルーテル教会派の諸侯や都市に対し、各々の領域内で住民の宗教を決定する（領土の属する人に宗教も属す cujus regio, ejus religio）権利を含

めて、カトリックの諸侯との完全な平等を保障したアウグスブルクの宗教講和（一五五五年）によって大いに昂揚された。更に、こうした発展とは別個に、一四九九年、スイスは、バーゼルの講和（the Peace of Basel）によって、神聖ローマ帝国との関係を、事実上、断絶した。この分離は、スイスとオーストリア間の長期にわたる闘争の結果であったが、その頃のオーストリアの大公は、同時に、ドイツの皇帝でもあった。一四九九年以後でさえも、スイスは、しばしば、神聖ローマ帝国の一員として行動することがあったし、その独立の法的承認は、ウエストファリアの講和（一六四八年）で、やっと、獲得されたものであったが、実質的には一四九九年からスイスは独立国と見なされるようになっていたのである。その独立を守護するために、この時期のスイスは、その後の時代には、もっと明確にされたが、当時はまだ正式には宣言されていなかった中立政策を、次第に展開していた。厳しい紛争にも拘わらず、プロテスタント県とカトリック県の共存が、いずれかの交戦グループに分かれて参加する従来の傾向に対して効果的な矯正手段となった。また同様に、その両県（カントン）の分立は、スイスが傭兵としてスイス人を雇い入れることを諸国に認める慣行を持続することをも可能にしたので、カトリック諸国同様に、プロテスタント諸国も、その恩典に浴することになった。公式には、この傭兵奉公の慣行は、〝防衛〟目的に限られていたが、しかし、これは表向きの言い訳にすぎなかった。

独立国の中でも、もっと重要な新参者は、オランダであった。ブルゴーニュ地方の慣例に基づいて、オランダと神聖ローマ帝国との結合力は、長らく弛緩していたため――実際に、ブルゴーニュの支配者の後継者であったスペイン国王から、その独立をかち取るためには、一つの有名な戦争を行わねばならなかった。そこで、その新国家の起源として、一般的にはユトレヒト同盟（一五七九年）が考えられているが、スペインとの戦争は数十年間にわたって継続され、オランダの独立についての国際的承認は、スイスの場合と同様に、ウエストファリアの講和によって、やっと、確立されたのだった。それでいて、オランダは、十七世紀の当初から、通商や海洋や植民の分野において強国であったし、後述するように、その偉大な業績は、芸術や科学から国際法にまで及んでいた。

しかしながら、ヨーロッパ諸国の中では、指導権はスペイ

ンの手中にあった。グラナダの征服（一四九二年）をもって、スペインは統一王国になったし、アメリカの発見は、その属領と富とを膨大に拡張した。スペインは、ヨーロッパにおいても膨張して、フィリップ二世（一五五六〜一五九八年）のもとに、サルジニア、ナポリ、シシリィ、それに、一五八〇年以降は、ポルトガルをも支配下に治めて、その勢力は絶頂に達した。これは、まさに政治的にも精神的にもスペインの〝黄金時代〟であった。

スペインは、キリスト教の名において、異教徒との数世紀にわたる激烈な戦闘の結果として、その統一をかち取ったが、その闘争の期間に、スペイン人の激情や自尊心と共に、彼らの政治上、ならびに、法律上の哲学の性格を決定付ける一つの伝統が樹立された。アルフォンソ十世（訳注・一二二一〜一二八四年。カスティリア王。学芸を奨励して賢公と呼ばれた）の立法上の傑作「七部法典」（Las Siete Partidas）は、一二六三年に完成されたが、それには教会法上の概念が濃厚に浸透しており、しかも、俗人階級に対する教会の裁判権の門戸を広く開放するものであった。十六世紀と、それ以後の世紀には、正統派カトリックの伝統が持続し、かつ、強化されて、国内政治においては、宗教裁判所（Holy Inquisition）が、その異端に関する徹底した残酷な迫害によって支配的な勢力となっていた。しかも、スペインにおいては、他の若干のカトリック諸国以上に、その宗教裁判が、国の精神的、政治的な方向を型どってしまった。したがって、それと同様の風潮が、スペインの外交政策にも広まり、フィリップ二世の手厳しい狂信と相俟って、その外交政策は、ヨーロッパ中に激烈な緊張と敵意とを醸し出してしまった。こうして、正統派カトリックの線にそった宗教上の熱情もまた、スペイン人の思想と芸術に特色をもたらしたのである。

アメリカ発見の法的な影響は、まず、国際的な場面よりは、超国家的な分野に現われている。一四九三年、ボルジア家の法王アレクサンダー六世は、一般教書によって、スペインの君主に対し、ヴェルデ岬諸島の西三百マイルを走る線よりも西方の（アメリカ）インディアンの島々と大陸とを与えたが、われわれも知っている通り、この種の法王授与には先例があった（訳注・「第二章**教会法**」参照）。しかし、地球全体に対するローマ法王庁の絶大な権力が、法王庁のきわめて恥ずべ

き在職者によって行われた、こうした挑戦的な約定の中で公示されたことはなかった。それは、こうした遠隔地を無条件に贈与することではなかったとしても、法王の最高君主制(overlordship)のもとで封建的な主従関係を確立することを目的としたものであり――それにより、法王の偉大さが否定され得ないという発想によるものであった。それに関する明白な文書は存在しないが、法王の境界設定に基づいて、スペインとポルトガルは、新しく発見されたか、或るいは、やがて発見される地域の分配に同意した。その最初の協定であった一四九四年のトルデシラス条約(Treaty of Tordesillas)は、更に西方八一〇マイルに境界線を設定した。第二回目の協定は、スペインのシャルル五世とポルトガルのジョン三世の間に一五二九年に締結されたサラゴッサ条約(Treaty of Saragossa)であった。ここで注目すべきことは、法王が、自発的(motu proprio)に授与するような分配の行使を妨害するため、これらの信心深いカトリックの支配者たちによって、法王の分配に反対する条項が、トルデシラス条約の中に念入りに推敲されたことである。サラゴッサ条約は、厳粛に順守されてきたが、一五四二年から一五四三年にかけて、スペインによって侵害された。つまり、スペインの探検隊が、スペイン王への納貢のため、ポルトガル側の正当な抗議を無視して、今日、フィリッピンとして知られている群島を占領したときに侵犯されたのである。これに関する以後の論争は、一七五〇年のスペイン・ポルトガル条約によって、やっと解決をみるに至っている。

東方においては、ビザンチン帝国の所在地は、今や、きわめて強力なトルコの回教君主によって占領され、そこは、スレイマン壮麗王(一五二〇～一五六六年)のもとに、キリスト教にとって、とりわけ、神聖ローマ帝国(ウィーン包囲、一五二九年)にとって怖るべき脅威となっていた。にも拘わらず、スレイマンは、一五三五年、フランスのフランシス一世と〝領事裁判条約〟を締結することによって、永続的で多大の効果をあげるべく、西方との法的結び着きを確立した。この文書は、まさに条約の名にふさわしいものであり、或る一定の年限というよりも、二人の支配者の一生のために作られた条約であった。また、その条約は、中世の前任者たちによるものよりも、ずっと広範囲にわたるものであった。滞在

や通商、それに航海の自由が互恵的になされており――その点では、トルコ人にとっては、あまり実用的な価値のある協定でなかったことは確かである。同時に、その回教君主は、驚くべき程の一方的な譲歩を与えていた。トルコの裁判管轄権は、フランス人相互間の紛争からは除外されたばかりか、その回教君主の人民とフランス人との間の紛争においても大幅に制限された。フランス国王は、トルコ帝国のいかなる場所においても裁判管轄権をもつ領事を任命する権限を授与され、しかも、トルコの役人は、当該地方のフランス人の役人が決定したことを実行するように命じられていた。トルコ在留のフランス人は強制労働から開放され、課税に関する重要な特権を享受し、彼らに対する復讐は禁じられた、等々。

その条約は、表面上は、通商協定のように表現されていたが、実は、締約国君主の共通の敵であったドイツ皇帝、兼、スペイン国王のシャルル五世に対抗することを目的としたもので、その意味と現実の効果においては政治的なものであった。したがって、その条約は、キリスト教国における世論に対してだけではなく、法王の禁令にも背くものであった。だから、素朴に、と言うよりも、むしろ、心のやましさの表徴として、その条約は、〝ローマ法王〟(His Holiness the Pope)とイギリス、および、スコットランドの国王(勿論、スペインは含まれない)を条約に参加させるために勧誘する内容を盛り込んでいる。その上、フランス国王は、法王宛の書簡でもって、みずからの態度を正当化しようとしたが、その書簡の中で、人類の統合、つまり、キリスト教徒と非キリスト教徒の統合を挙げていた。

それにしても、当時、シャルル五世によって圧倒されて、全く窮迫状態にあったフランス国王に対して、権力の絶頂にあったトルコ帝国の支配者が、こうした異例の譲歩をしなければならなかったということは、驚くべきことである。スレイマンは、フランス国王から多大の援助を、ほとんど期待できなかったし、実際に、援助を得ることはなかったのである。したがって、或る程度まで、中世の領事裁判制度によって醸成された伝統が、イスラム教の寛大な宗教上の観念と同様に彼の政策の中の一要素になっていたものと思われる。しかし、他の回教徒の支配者同様に、彼も多分に、威厳のある寛大さに対する嗜好によって影響を受けていた。だから、こうした態度に調和して、彼もまた、条約義務に対してフランス国王

よりも忠実であることを立証したのだが、回教徒たちが、たとえ、どんなに狡猾であったとしても、到底、彼らは西欧の外交の好敵手ではなかったのである。

世界史の光を照射してみると、一五三五年条約は、フランスが、ローマ法王庁の願望に対して、例えば、スペインやオーストリアと同程度に歩調を合わせることを拒絶する政策を採り始めたことを物語っている。しかしながら、意外な結果として、フランスは、東地中海地域におけるカトリック教の指導者、兼、保護者として出現することとなったのである。一五三五年の領事裁判条約における諸規準は、慣習によって、また、その後、片務的な認可形式に戻った領事裁判条約（一五六九年、一五八一年、一五九七年、一六〇四年）とによって、強化され拡大された。その上、非フランス人のキリスト教徒たちも、トルコ人に黙認されて、フランスの保護下に入る習慣、特にフランスの同意を得てフランス国旗のもとに航海する習慣を発達させた。こうして、〝フランク人〟という言葉が、回教徒の間でヨーロッパのキリスト教徒を指す流行語となった。一五八一年の領事裁判条約は、フランス大使に、他の列強の大使よりも優位する席次を与えたし、一六〇四年の領事裁判条約――それは、スレイマン壮麗王によって認可の範囲が一層拡大された――は、カトリック巡礼者の保護同様にパレスチナの聖地に対する管理権をフランスに授与することとなった。

しかしながら、フランスの独占（それは必ずしもフランスが優勢であったということではない）は、一五八三年に、イギリスが、全体としてフランスが享受していたのと同様の特権をイギリスにも拡張する領事裁判条約を回教君主から獲得したことによって破られるに至った。こうして、イギリス国旗が、今や公然とトルコの水域において翻されるようになった。また、オランダ人は、以前はフランス国旗のもとに航行するように強制されていたが、次第にイギリス国旗を掲げるようになり、一六一二年には、彼ら自身の船旗を使用することを認めた領事裁判条約を獲得することに成功した。こうしたことのすべてが、フランスの猛烈な反対を乗り越えて行われたが、そこには、カトリックとプロテスタントの対立が一つの役割を果たしていた。しかし、まず何よりも、トルコ地方におけるヨーロッパ列強の拮抗を刺激したものは、通商上、政治上の利益であった。

この時期にヨーロッパ人は、極東を、かなり広範囲にわたって訪れていた。しかしながら、中近東に比較すると、極東に影響を及ぼすような国際条約については、ほとんど語るべきものが存在していない。中国におけるキリスト教の浸透計画は、すぐにも失敗に帰したが、唯、ポルトガルだけが、一五五七年にマカオに居留地を確立し、それは、高度の自治のもとに非常に持続的な成功を収めるようになった。もっとも、中国人の目からすれば、居留地は、常に自分たちの寛容に基づくものにすぎなかったし、彼らは、マカオに対する主権と裁判管轄権とを再三にわたって主張していた。したがって、中国とポルトガルとの条約は、一九世紀になるまで締結されなかった。

日本における情勢の進展は違っていた。日本は、ヨーロッパ人、特にスペインのイエズス会員に対して、気まえよく門戸を解放し、イエズス会員たちは、偉大な能力と献身とを通して、多数の日本人をカトリックの信仰に帰依させることに成功した。しかし、次第に日本人は、自分たちのキリスト教化は、フィリピンの場合のようにスペインの王冠のもとに植民地化へと導き、終局的には、日本の独立を破滅させるものと確信するに至った。その結果として、十九世紀の初頭に強烈な反動が起こり、数十年の内に、日本では、キリスト教は、事実上、根絶させられてしまった。その後、三世紀以上にわたって、日本は、中国人以上に厳格な隔離政策を採り続けた。しかし、ただ唯一の例外があって、しかも、それは、国際法に関係するものであった。すなわち、一六一一年に、将軍が、幕府内からキリスト教徒を放逐するための断固たる処置に着手したとき、彼は、オランダ人とだけは限定的な通商条約を締結した。と言うのは、彼は、オランダ人には、政治的、宗教的な野望があるとは思っていなかったからである。オランダ人は、最初、平戸に在外商館を設けることも許されたが、彼らの特権は、後に縮小され、更には、彼らの宗教を公然と見せることも禁じられた。この後者の事実は、スピノーザが、宗教問題における君主の領土上の優越感を論証するときに役立ったし（Menzel, "Spinoza und das Völkerrecht", Zeitschrift für Völkerrecht, II (1908), 17.）、また、一六一一年の条約は、近代的な通商条約が日本とオランダとの間で合意をみた一八五六年まで、有効に存続したのであった。

国家慣行

国家慣行について見ると、宗教改革によって惹起された宗教上の多くの闘争の影響が、到る処に窺われる。利用できる一切の手段をもって異端の絶滅を要求するカトリックの教義は、スペインのフィリップ二世と、その家臣たちの頑迷な狂信と一貫性とによって実行された。国際的な領域での、その顕著な実例は、正式に依頼して、しかも、報償を与えて行われたオランダ沈黙王ウイリアムの暗殺と、破門されたエリザベス女王に対する暗殺計画とである。これに対しプロテスタント運動の代表的擁護者であったイギリスは、スペインと同じやり方ではなく、平時の状態において、スペインの船舶や属領に対して、きわめて上首尾の襲撃遠征隊をもって報復したが、これを指揮した海賊の中でも、とりわけ目立ったのは、フランシス・ドレイク卿とジョン・ホーキンス卿であった（ホーキンス卿は、また、有利な奴隷貿易を促進した）。しかし、政府の黙認と謝礼金による報償があったにしても、彼らの若干の行為が、海賊行為に相当していたことは、ほとんど否定することは困難である。

だが、これは、その時期に国際法が消滅したということではない。国際法の非宗教的性格は、教会法の弱体化を通して、今や、もっと、はっきりしたものになった。法王が、カトリックの諸侯に世俗的な称号を与えたことは事実であり、例えば、法王ピウス五世は、一五六七年にコシモ・デ・メディチをトスカナ（訳注・タスカニとも言う。イタリアの中央西部の地名）の大公に任命したが、その下付地が、神聖ローマ皇帝によって確認されたのは、九年後のことであった。他方において、十六世紀の初めから、新大陸に対しては、最早、法王の権限は認められなくなっており、そこでの係争点は、非宗教的な立場で解決されることになっていた。時には、主権をめぐる正当な資格を与えるためには、発見するだけで十分であると考えられたが、しかし、全体としては、その発見した領土を占有することが必要であるという法則が優勢になった。〝占有〟の必要条件は、ローマ法から借用したものであったが、ローマ法のそれは、個々の動産や不動産に関するものであったために、広大な領土に適用するには、それを改作することが必要であった。そこで、しばしば、その地に十字架を建立するとか、武装した戦勝君主の記念像の建立のような、

その領地内で行われる〝象徴的な〟行為でもって十分であると考えられたが、しかし、この理論もまた、重大な難点を免れるものではなかった。土着の酋長との〝取決め〟が、時々、先占の儀式の一部として付加されることがあったが、それは装飾的な意味しかもっていなかった。

条約法の分野においては、中世では、教会の影響が、きわめて強力であったが、この時代になると、その影響力も次第に消滅していった。一五二六年、フランスのフランシス一世が、神聖ローマ皇帝カール五世と宣誓して締結したマドリッド講和（Peace of Madrid）を、強迫によって結んだのだから無効だとして宣言した時には、教会から正式の加護を受けたし、また、一五三五年、法王ポール三世は、イギリスのヘンリー八世を目当てにして、異端者との条約は、不正にして無効であるという新たな声明を出したが、しかしながら、十六世紀の後半、および、それ以後になると、条約に対する教会の干渉は、多少、弱まるようになった。教会法の持続的な影響が、国際法への事情変更の原則（clausula rebus sic stantibus）の導入などに窺われるかもしれないが、しかし、その原則は、今は非宗教的な世俗の事象になってしまっている。重要な条約を、三位一体（Holy Trinity）を祈願する宣誓によって批准する習慣は維持されていたが、きわめて付随的な昔からの諸形式は廃用されるようになった。

この時代は、通商条約にとって好適な時代ではなかった。現実に存在する条約の効力でさえ、時代の不安定によって危険に晒されていた。だが、少なくとも、絶対主義の擡頭は、国税と都市や他の政治上の自治体によって課税される国内関税との共存から生ずる難点を減少させる傾向にはあった。この点で、一六〇六年の〝通商の安全と自由のための〟英仏条約は、フランスとイギリスの両君主の人民の間に、新しい接近手段を解放した条約であった。すなわち、この条約は、両国政府による関税率を公示することと国内関税を制限することとを規定していたのである。

海賊行為に関する困惑した状況については、既に言及したが、しかし、その海賊という厄介物に対する法の闘いは、この時代には、かなりはっきりした形を帯びるようになっていた。一五三六年に、イギリスは、公海上で罪を犯した者に死刑を科する権限を、海事裁判所に付与し、一五八四年には、フランスが、それに続いた。一五九八年には、ジェンティー

リが、海賊行為は国際法の侵害であり、それに対しては、戦争が、あらゆる手段をもって遂行されなくてはならない、と宣言するに至った（De jure belli, I. Chap. 25.）。また。当を得た国際協定として、海上で行われた犯罪についての苦情を聴聞する、特別裁判所を設置するための英仏間の一五一七年の条約を挙げることができるであろう。しかし、当然のこととして、その条約は発効するまでには至らなかった。一五三五年のフランス・トルコ間の領事裁判条約は、海賊船に対する厳格な処置を規定していた――が、しかし、両者において、互いに異教徒の船舶を格好の捕獲品だとする意見が有力であったというのが偽わらざる事実なのである。したがって、そうした厳格な処置が現実に行われたか否かについては、われわれには何もわかってはいない。むしろ、海賊行為は、地中海では大規模に続行されたのである。

外交使節に関する法規は、それが、この時代における最も活発で重要な出来事であったことを示している。一五八四年、エリザベス女王を廃位させて殺害し、スコットランドのカトリック系の女王メリーを釈放させようとする陰謀の主犯の一人が、スペイン大使のメンドーザであったという事件に、イギリス政府は直面した。意見を求められたジェンティーリやローマ法に造詣の深い他の学者たちは、メンドーザは大使としての免除特権によって保護されており、イギリスの裁判所で公判に付することはできないと判断した、政府は、この勧告に従った。そして、彼を裁判にかけようとする興奮した世論の要求よりも、むしろ、国外に退去させることにした。そこで、われわれは、後で、この事件の学説上の意味合いを考察してみなければならない。

常駐大使が、この時期に非常に頻繁となったが、しかし、特徴と言えるに十分なことは、常駐大使を設置するためには、しばしば、特別の条約を必要としたことである。このような取り決めが、一五二〇年にカール五世とイギリス国王ヘンリー八世との間で締結された。この時代の終りの頃になると、大国間では一般的に常駐大使が用いられるようになっていたが、ところが、グロチウスは、一六二四年の著作の中で、依然として常駐大使を不必要なものと考えていた。

戦争に関する広大な分野では、法に、かすかながら進歩が窺えるのである。しかしながら、その法は、国際的なものではなく、あくまでも国内的で、しかも、軍事的なものであっ

た。厳格な規律と秩序を維持するための成文による軍法を推敲させることは、或る程度まで、人間の慈悲の大義に貢献する筈のものであった。こうした軍法令の最初の面影は、中世最後の世紀に見い出されるが、しかし、大きな進歩が達成されたのは、やっと近代に入ってからであった。したがって、例えば、一五七〇年に発布された神聖ローマ帝国の勅令は、軍隊における上官の許可なくして強奪することを禁止し、合法的に取得した戦利品については命令による販売を要件としており、また、婦人や老人の保護も、軍規則のもう一つの局面になってはいたが、しかしながら、兵士は、戦闘において、彼自身の利益を追求し得るという概念が、依然として普及していたし、戦利品や身の代金（しろ）についても、後者が国王に留保されている場合を除いて、兵士のものとされていた。フランスでは、重要な捕虜の見受けをすることは、しばしば、身の代金の支払いを引き受ける保証人との関係で、裁判所（元師を裁判長とする軍法会議）によって決定される法律問題を伴った一種の財政制度にまで発展したほどである。

海戦は、大部分、〝私略船〟（privateer）によって行われたが、私略船と言うのは、自分たちの儲けのために、交戦国の君主によって敵の財産を捕獲する権限を与えられていた船のことである。その権限を授与する書類は、〝敵船捕獲許可状〟とか〝敵船強制拿捕免許状〟とか呼ばれるようになっていたが、しかしながら、私略船による捕獲は、それが、いわゆる、権利の遂行に相当するものではないという理由で、復仇とは区別されていた。また、私略船は、公式に戦争に従事するものであるので、本来の意味の海賊船ではなかったが、しかし、現実には、あまり違いはなかった。そこで間もなく、そうした慣行全体が、あらゆる方面からの激しい非難の対象にされるようになった。だが、それらの慣行は、十六世紀において、スペインに対抗するオランダの自主独立のための闘争で、オレンジ公国の君主であったウィリアム沈黙王が、数多くのオランダ船に敵船捕獲許可状を与えたときに、歴史的に重要な機能を果したと言わなければならない。これらの船は、〝海の乞食〟と言われたようにスペイン人に多大な損害をもたらしたが、しかし対スペイン人以外の面では、私略船に関する悪い評判通りの行動を存分にやっていたのである（ついでながら、オレンジ公国は、南フランスの小さな一公国であり、海から遠く離れていたし、その戦争とは何の関係も無かったの

である。）

中立法もまた、この時代には、どちらかと言えば不明瞭なものであった。戦争への不参加を示す〝neuter〟（無関係）とか〝neutralitas〟（中立）という用語が、中世末期の幾世紀かの間に、あちらこちらで出現したが、一四九二年、リエージュ公国（訳注・現在のベルギー東部のリエージュ州）が、当時、相互に交戦中であったフランス、オランダと締結した条約において、それらの用語は、初めて一定の法的な意味を帯びるに至った。リエージュ公国は、交戦国のいずれの一方をも援助しないという意思を宣言することによって、侵略や、その他の何らかの軍事的な措置に対して保障されることになった。この場合、中立は永久的なものとして明確に規定されたけれども、実際には、それは二六年以上は続かなかった。

一般に、何らかの国の中立（neutrality）は、有力な交戦国によって非交戦国に対して与えられる条約上の問題とされていたし、こうした条約が存在しない場合には、交戦国は、非交戦国を通過して軍隊や物資を輸送したり、そこで外国人傭兵を徴集したりする権利があると考えられていたが、これは、非常に多くの君主が軟弱であったということや、多数の領地が分散していたという状況によって説明される慣行であり、遺産相続や結婚や、その他の相談事と同じ法則のもとに生じた慣行でもあった。中立条約は、きわめて多種多様であったために一定の適当な型を選定することは困難であるが、その最も重要な事例は、一六三二年に、当時、軍事的に好ましくない状況にあったスウェーデンのグスターヴ・アドルフ（訳注・グスタフ二世。用兵の妙と人徳のため大王と称された。在位一六一一～三二）とドイツのカトリック諸国との間に締結されたマイエンス中立条約である。スイスの中立は、既に指摘したように、当時は、まだ正式な方式（ルール）にはなっていなかった。

海戦における中立国の法的立場は、あまり恵まれたものではなかった。一五四三年のフランスの海事法令は、如何なる船舶と言えども、敵国財産を運搬する船舶は、その貨物と共に戦利品と見なすということ（〝敵国財産であれば敵国船〟）、また、敵国船に対する没収は、中立国の船荷にも及ぶ（〝敵国船であれば敵国財産〟）ということを布告していた。この第二の方式は、既に十五世紀にイギリスによって採用されていたが、第一の過酷な方式のほうも、間もなくイギリスによって

受け入れられることになった。しかし、例えば、スペインは、これらの方式を受け入れようとはしなかった。ヴェニスや、その他のイタリアの都市国家は、特別の協定によって、その二つの方式の緩和を認められた。また、手続きの分野で、非常に重要な進歩が達成された。すなわち、捕獲された船舶や財産についての中立国の請求者に対して、少なくとも公正なる裁判の保障を与えることこそ、ますますもって得策であるとする政治的配慮が払われるようになったし、更には、中世末期の何世紀かの間に、イギリスが、戦利品に関する論争を法原則に従って解決する慣行を発達させたことである。そして、もともと、海賊や海賊行為に対する唯一の授権者であった国王が、戦利品に関する権限を、艦隊司令官や、国王の代理人としての法律専門家に委任するようになったのである。しかし、陪審なしに訴訟が行われた海事高等裁判所（High Court of Admiralty）が、〝性格と雰囲気において法的な〟戦時捕獲物審判所（Court of Prizes）になったのは、十六世紀の二十年代になったからにすぎなかった。そして、今日、われわれが国際法と呼んでいるような要素を含んでいた海事法（law of admiralty）が、その審判所の訴訟手続の基礎を提供することになった。その頃、他の諸国では、海軍司令官が戦利品の決定をする権限をもったままであって、フランスは、イギリスを手本として戦時捕獲物審議会（Conseil des Prises）を設立したが、それは、ずっと後の一六五九年にもなってからのことであった。

学説の発達

西欧世界の深い亀裂は、宗教改革の結果であったが、それは、国際法の学説に影響せずにはいなかった。カトリック側に属したスペインが、十六世紀と十七世紀の初めの間、目立って傑出しており、ただ、自然科学の分野では遅れていたが、スペインはスコラ哲学の伝統の系列に沿って、神学と法学とにおいて、まさに最高潮に達していた。カトリック思想の最も正統的な類型（タイプ）が、この発達の有力な特色を形作っていた。既に言及したような政治史と民族心理とがもつ重要な要素（ファクター）が一緒になって作用して、スペインにおけるカトリックの観念に、キリスト教世界の他の場所では、どこにも見い出せないような統一と精神力とをもたらすこととなった。スペインの思想家にとって、法王の最高権という観点からの世界の政

治絵図は、神権政治そのものであり、したがって、イギリスのオッカム（訳注・十四世紀のスコラ哲学者）やウィクリフ（訳注・十四世紀の神学者。宗教改革の先駆者）、イタリアのパドヴア（訳注・ヴェニス西方の中世都市）出身のマルシリウス（訳注・十三世紀〜十四世紀の神学者。パリ大学学長）、フランスのパリ出身のジョン、ドイツのレオポルト・フォン・ベーベンブルクというような法王の至上権に対する有力な反対者は、スペインには決して出現することがなかった。このことからして、スペインの学者間では、法王は、カトリックの信仰のために、国王を廃位して新しい国王を就任させたり、君主に対する臣民の忠誠を解除したり、公私を問わず、誓約や約束事を免除したり、職権により（ex officio）、世俗の支配者間の紛争の解決を引き受ける等の権限を享有するということで、完全に見解の一致が存在していた。教会のためには、法王は、同様の処置を、異教徒の君主に対してさえも取る権限を有し、その権限を委任することもでき、福音伝道や貿易の独占を認可することもできるとされた。また、キリスト教徒は、大多数の投票によって、全世界を一つの国家に統合することができるだけではなく、教会の要請に基づいて、それをしなければならないという命題が、非常な権威をもって存在していた。

こうしたことは、すべて、中世思想を推敲し、体系化したことと同然であった。法王政治と神聖ローマ帝国は、まさに中世における場合と同様に、スペイン学派の、少なくとも初期の段階における支配的概念であったが、こうした枠組の中では、今や〝君主〟の役割は限定されていた。世俗の学者たちは、中世においてさえも、都市を法的な実体として認めていたが、国家の概念については、実は十七世紀を過ぎるまで、はっきりしないままであった。〝respublica〟（国家、社会）とか〝civitas〟（国家、都市）というような用語が、君主から区別されるものとしての、或るいは、君主に対照的なものとしての、市民に関して用いられたが、それでもやはり、中世、およびスペインのスコラ哲学者たちは、主権の概念を享有する迄には至らなかった。後で触れるように、この主権の概念は、神学的思想やスコラ哲学的思想とは、あまりにも縁遠い学者であったボーダンによって、十六世紀の末に考え出されたのだが、ずっと後になって、それは国際法上の概念へと成長して行った。その間、政治や法律についての著述家たちは、

新しい国家型体を意識するまでには至らなかったし、徐々に発展する外交関係や法律関係の知識を十分に体得する点についても、まだまだであった。スペイン学派の華やかなりし頃には、国際法の近代的概念へと向う時期が、まだ熟してはいなかったのである。

スコラ哲学的体系の不十分さは、正戦学説において浮き彫りにされている。正戦説それ自体の起源は、われわれも知るように、決して〝国際的〟なものではなく、それは、道徳神学上のきわめて広義の概念であったものが、そのままスペイン学派によって保持されたのである。このことは、結局、戦争が〝正〟であるかないか、そのいずれかを決定するのは教会当局であらねばならないということ――つまり、主権についての法的、政治的観念(イデー)とは相反する結果になったことを意味していた。

正戦学説のもう一つ別の局面は、ますますもって近代の概念とは相容れないものであった。スコラ哲学者によれば、戦争は一方のみが〝正〟の筈であったし、天賦の自然法に由来する正しさは一つであり、しかも、不可分のものであった。ここにおいて、一般に認められた戦闘の限界――特に捕虜殺害の禁止――は、正当な理由のために戦う者だけを保護するものとされていた。歴史的な展望をすれば、〝私〟戦の時代にあっては、このような不正についての苛酷な結論から生ずる脅威は、侵略に対する抑制物となり得たことを認めることができようが、しかし、こうした考え方は、民族国家や民族戦争が出現したときには不適切なものになっていた。その結果として徹底的に野蛮な行為と殺人とが生じてくる危険が、一層大きくなった。と言うのも、特に民族的な自負心が要素となっている場合、各当事者は、己れの戦争原因を正当なものとして見なしがちであったからである。スペインの指導的な著述家たちは、多少、彼らの教義の危険性に気がついていたが、しかし、宗教上の理由から、彼らは、基本的前提を放棄することは不可能であると思っていたために、不自然、かつ、不十分な説明と限定とによって、その有害な影響を制限しようと努めたのだった。その主要な実例については、後で検討することになろう。実際、正当な法理論として、宗教上、道徳上の動機とは無関係に、交戦当事者の完全な平等が要求されたわけであるが、このような解明の仕方は、そもそも、非宗教的な基準においてのみ達成し得ることであった。

こうした正戦学説が、われわれの国際法に関して、スペインのスコラ哲学的思想の第二義的な特色であったのではなく、全く反対に、それは、その哲学的思想の中心点であったということを知ることが重要である。スペイン人は、君主間の関係を、戦争という観点からのみ熟視しており、使節団とか条約のような平和時の制度については、彼らは、ほとんど言うべきものを持っていなかった。それに、こうした欠陥の他に、スペインの著述家たちによって広範囲に発揮された宗教上の狂信が付け加えられねばならない。フランシス一世とスュレイマン壮麗王とが結んだ条約であったにも拘わらず、彼らは、サラセン人を、依然としてキリスト教に対する生まれながらの本質的な敵であり、したがって、必然的に〝不正〟の側にあるものと見なしていたし、また、一五五六年になっても、ドミニコ教団のドミンゴ・デ・ソト（Domingo de Soto）——国際法の創始者の一人として、しばしば、名前が挙げられる——は、異端者は焼き殺すべきだという彼らに特有の不用意な宣言をしているのだが、これと類似の意見は、スペインのオランダに対する戦争のときにも常に支配的であった。

こうした極端論者の意見や行動だけではなく、スペインの神学制度の全体が、国際法上の近代的学説を発達させる一助と言うよりも、むしろ逆に障害となっていたのである。スペイン学派の主な功績は、国際法以外の分野で見い出され、中でも、特筆すべきことは、植民地化の方法を人道的たらしめるために尽力した点である。しかし、スペイン人たちは、近代国際法の発生には、或る程度まで貢献していた。彼らの中の最も啓蒙的な者たちは、或る点では、世俗的な見解に接近していたし、また、彼らは、他の国の同時代の思想家たちと共に、グロチウスの先輩の一員でもある。もっとも、こうした先輩たちの中でさえも、イギリス化したイタリア人のジェンティーリ（Gentili）は、目標（ゴール）の近くにまで到達していたわけであるが、にも拘わらず、彼らは、すべて、後述するように、あらゆる国に受け入れられる広範な国際法の体系を最初に著わしたグロチウスに比べると、はるかに遅れたままであった。

スペインのスコラ哲学者の中でも最大の傑物は、ドミニコ教団のフランシスコ・デ・ビトリア（Francisco de Vitoria）とイエズス会のフランシスコ・スアレス（Francisco Suárez）であった。両者は共に、法にも精通していた——が、それは、

当時、神学と法律学とは、主役は神学ではあったが両者は密接に係わり合っていたからである。そうした特徴を示すものとして、当時のスペインで最も著名な法学者で、民法と同様、教会法においても傑出していたのは、セゴヴィア地方(訳注・スペイン中央部)の司教で、スペインのバルトールス(訳注・一三一四~五七年。中世イタリアの最高の法学者)と呼ばれたディエゴ・コヴァァールヴィアス(Diego Covarruvias)であった。世俗の非宗教的なスペインの法学者たちは程度が低かったが、彼らも、スコラ哲学の線に沿って勉強し、精神的に神学者たちに同調していた。われわれは、そうした彼らの中の一人であったバルサザール・アヤラ(Balthasar Ayala)については、触れるべきことも多々あるであろうが、その他の者たちは、国際法の歴史の中で、ほとんど重要性をもってはいなかった。

今世紀の初めまで、国際法の歴史的評価をめぐるスペイン学派の功績は、カトリック諸国におけると同様、プロテスタントの国々においても一般に看過ごされていたが、その理由は、スペイン学派に広く行き渡っていた神学的な性格に求められねばならない。しかしながら、見落しについての発見が、行き過ぎとも思える反動の結果としてもたらされ、スペインのスコラ哲学者たち、なかんずく、ビトリアやスアレスは、後輩であるグロチウスや、その信奉者たちと共に、国際法の真の創始者として説明されるまでになった。こうした見解は、主に、一アメリカ人のジェームズ・ブラウン・スコット(James Brown Scott)という名前と関係する偏見的でしかも多大の影響力をもつ文献によって広く流布されたが、問題のもつれ具合いや関連書物の挑戦的な姿勢からして、この問題に対しては特別の探究をするために、本書においても、それに関係する付録を添えることが望ましくなっている(訳注・その付録は、この翻訳の中では割愛する)。

スペイン学派によって抱かれた思想とは全く異なる系列の思想が、数十年遅れてイギリスで発達した。われわれは、既にメンドーザ事件におけるイギリス政府の注目すべき行動に言及したが、その行動は、ローマ法こそ、国際関係において権利義務を確保するための固有の道具であるという考え方に基礎を置いていた。それと同じ見解が、かつてメンドーザが両インド諸島におけるドレイク船長の活躍に抗議した一五八

〇年に、既にエリザベス女王によって示されていたが、スペインの要求を拒絶した彼女の回答は、明らかにローマ法から引用した論拠を用いていたし、更に、一六〇九年、彼女の後継者であるジェームズ一世は、議会で演説して、ローマ法の知識が外国との交際にあたっては、きわめて必要であると宣言している。こうした国際関係へのローマ法の適用については、本章の後のほうで触れるように、十六世紀にイギリスに帰化したイタリア人ジェンティーリの著書が異彩を放っており、十七世紀のイギリスの法学者たちは、対外問題の調整にローマ法の有効性を強調しすぎる程に力説していた。しかも、実際問題として、イギリスでは、ほとんど今日に至るまで、ローマ法が、国際法上の事件に関して、類推や、その他の方法によって有用であると、よその国以上に考えられているのである。

十六世紀と十七世紀の国際情勢の中で、何故、イギリス人がローマ法に依存したかを理解することは容易である。ローマ法は、早くからイギリス人の思想上の最高の関心事になっていたし、更には、外国人に対してイギリス国内のコモンローを援用することは、おそらくできないことであった。ところが、ローマ法は、カトリックとプロテスタントを問わず、ヨーロッパ全土で重んじられており、スペインの場合には、ローマ法が、常に神学者や法学者によって参照され、国内の若干の地域では法的な効力さえもっていた。したがって、イギリス人にとって、外国の列強と法律上の談判をする場合に、ローマ法の見地で臨むこと以上に有益な方法は他には無かったのである。

同時に、ローマ法への信頼は、スペインの神学者の概念とは対照的に、或るいはまた、回教学派の教義とも大いに異なっていて、諸国家間の法律関係を世俗化することを意味していた。十六世紀、十七世紀のイギリス人は、スペイン人のような博学で分析的な洞察力を発揮することは無かったが、彼らの基本的な解決法（アプローチ）は、国際法の目標と趨勢とに、きわめて調和していた。こうした、国際法は、（教会法のローマ法的要素のため）婚姻法や商人法と一緒に、イギリスの〝ローマ法〟学者の専門分野となったが、商人法は、この時期に、外国の裁判を、特に海運の分野で、イギリス人に現実に認めさせる原因ともなったのである。

ローマ法との係わり合いは、時折、イギリス以外の国々（訳

注・オランダ、スペイン、フランス）の外交史の中でも見い出される。

この時期に、自然や諸民族に関する法律論文が、特にドイツで普及したことを指摘できようが、しかし、それらは、一般法学に捧げられたものであって、われわれが探究する問題とは、ほとんど関係がなかったのである。

国際私法においては、学問的な研鑽の中心地が、十五世紀の間にイタリアからフランスへと移り変わったが、そこでの地域的慣習の相違が、ますます〝法の抵触〟(conflict of laws) を発生させる結果となった。十六世紀に、フランス以外の処では、人文主義が法律学を支配することは無かったが、フランスでは、スコラ哲学的方式を歴史的、批判的な研究方式に置き換えることによって、人文主義的な動きが、ブルターニュの貴族ダルジャントレ（アルゲントラエウス、一五一九年～一五九〇年）の指導のもとに国際私法の分野にも現われるようになった。アルゲントラエウス (Argentraeus) は、進歩的な方法を用いながらも、滅び行く封建制度の政治原則に、なお執着していた。彼は、最大限、財産権を排他的な地域的慣習の管理下に置くという考え方を指針としていたが、当時、その慣習は、性格的には封建的なものであった。この点で、幾分かスコラ哲学的な方法で学んだ人ではあったが、あらゆる時代を通して最も偉大な法学者の一人であり、法律関係を規律する地域法を、当事者が、或る一定の範囲内で、みずから選択する権利をもつということを最初に公けにした著述家であるカロルス・モリナエウス（シャルル・デュムーラン、一五〇〇年～一五五六年）と、アルゲントラエウスは対立していた。モリナエウス (Carolus Molinaeus) は、この考えを、特に婚姻による財産譲渡に適用し、このような譲渡が、もし、例えばパリで行われたとするならば、それは、当事者の黙示の意思により、パリの法のもとに置かれていると考えるべきである旨を指摘した。つまり、譲渡の対象である財産が所在する領地の封建的な慣習を、この程度まで排除する理論であった。この〝当事者自治〟の概念（すなわち、法律関係に適用し得る法を当事者が決定する自治）が、広範囲にわたって影響を及ぼすようになったのは十九世紀になってからにすぎなかったが、しかし、十六世紀における、その概念の発生は、個人の意思の効力というものに対する新たな重

要性を示唆していた。おそらく、創始者モリナエウスがプロテスタントであったことは、単なる偶然の一致ではなかろう。

結論として、この時代の政治理論と同時代の永久平和計画について一瞥するとしよう。政治理論については、その教義が国際法と間接的に関係していた二人の偉大な政治思想家、ニコロ・マキァヴェリィ（Niccolo Machiavelli, 一四六九年〜一五二七年）とジャン・ボーダン（Jean Bodin, 一五三〇年〜一五九六年）を挙げることで甘んじなければならない。マキァヴェリィとボーダンの二人の著作は、共に、民族国家の抬頭と関係している。イタリア人で『君主論』と『ティツス・リヴィウス初篇十巻論議』（両著共に一五一三年）を通して有名なマキァヴェリィは、分割されて混沌とし、腐敗した彼の国が、外国の列強と外国人傭兵の格好の餌食になっていることに気付き、イタリアの政治的統一を理想とした彼は、偽瞞と殺人を含むあらゆる役に立つ手段を情け容赦もなく使用することによって、支配者が領土の拡張に専念する以外には、理想への前進は達成され得ないものと悟った。しかしながら、マキァヴェリィは、体系的な理論と言うべきものは、全然、提議しなかった。いわゆる、国家理由説（doctrine of raison d'état）が彼の説話や論評の中に内在してはいるが、理論的な主張として提示されているわけではない。それは、万事が支配者の直面する特別な状況に依存しているという考え方であり、これを特に契約の維持に適用していること――ここにおいてこそ、マキァヴェリィは、他のいかなる点よりも国際法に接近することになった。だが、この点に関して、彼の態度は、冷笑的であって、その限りにおいて、彼は、契約を守ることこそが政治的な価値をもっているという事実に気がつかなかった。彼のお気に入りらしい見解は、事実上、事情変更の原則に関する学説と、あまり懸け離れてはいないし、当然、彼の抱いていた観念は、政治のあらゆる分野、とりわけ、支配者の関係を、道徳神学の要請に従わせることを意図していたスコラ哲学的教義と鋭く対立した。同時に、マキァヴェリィの政治的な立場は、教会と法王にとっての恨み重なる敵であって、彼は、イタリアの絶望的な状況の責任を教会と法王に負わしめていた。この範囲で、彼の教義は、中世の普遍主義を、その根底から蝕むことに加担したのであった。

他方で、フランス人のジャン・ボーダンの時代には、フランスは、既に統一王国になっていた。しかし、内部の軋轢によって分裂し、麻痺していた。ボーダンの『国家に関する六書』(Six livres de la republique)(一五七六年)――"republique"は、ここでは国家を意味する――は、フランスを念頭に置いて考察し、フランスの政府を強化、改善したいという意欲に鼓舞されて国家に関する一般理論を開陳したものであった。この国家的な見地から、彼は、君主政体という至上の事態にあっては、主権は君主たる人間に帰属しているという有名な主権理論を発展させた。ボーダンによれば、主権は人民に対して絶対的で永久的な権能をもち、人間の法(human law)によっては制限し得ないものとして提示されており、このような権能は、秩序だった国家を達成するための固有の手段であろうと彼は言明している。その主権学説は、フランスに適用するためのものであったので、特に神聖ローマ皇帝や法王の優位に反対し、宗教上の派閥争いを嫌悪し、若干の条件付きではあるが、王権を制限するような階級制度に反対するものである。ボーダンは、主権の特徴、もしくは、表徴として、支配者には、一定の特権、特に法的な権能としての戦争と講和をめぐる権限と、以前から主権という用語が当てがわれていた最高司法権(jus de non appellando)とが存在するものと考えていた。こうした取り上げ方は、きわめて当然のこととして主権者である君主の階級制度の樹立へと通じていた。この支配者の格付け論と共に、ボーダンの主権理論は、国際法の学説に影響を与えざるを得なかったし、実際に、支配者の主権に関する概念は、国際法の非宗教的な構造における隅石となった。

政治的な復興を通して永久平和を確保するための諸計画は、十六世紀には宗教上の興奮によって挫折させせられてしまったが、十七世紀に改めて出現することになった。一六二三年に、パリの著述家エメリック・クルーセ(Emeric Crucé)は、そうした計画を「新シネー論、または、一般平和設立の原因と方法とを提示する国家論(Le Nouveau Cynée ; ou, Discours d'état représentant les occasions et moyens d'etablir une paix générale)」(シネー、と言うよりも、むしろ、キネアスは、戦争反対を唱えたと言われている古代の人物である。)と題する小冊子にして出版したが、その小冊子――それは、一方で三十年戦争に対する反発でもあった――は、戦争の不条

理と邪悪さについて、多種多様な議論を用いて諸君主を説得することを試みるものである。そして、どちらかと言えば、第二義的に、その著者は、一般平和が対外的手段によって、いかに確保されるかという問題に関心を向けているのである。この点に関連して、彼は、諸君主間の紛争を〝感情抜きで〟解決するための一種の法廷として、おそらく、ヴェニスを予想していたのであろうが、何処かに、常設の大使会議を開設して維持すべきことを推挙している。その場合、共和国は投票権をもたなくてもよいが、大きな共和国は協議にはあずかるべきであると。クルーセは、席次の問題にも多大な関心を寄せており、フランス人の軍事上の勇猛さをあげて、イギリスに対するのみではなく、強大なスペインに対してもフランスの優位を認めている。その大雑把な計画は、クルーセの時代においてさえも、あまり真面目には採り上げられなかったので、間もなく、それは世間から忘れ去られてしまった。しかし、十九世紀の末に発見されて、平和主義的な著述家たちによって、それは、国際関係の文献の中で、不相応に高い位置付けを与えられることになった。

ヨーロッパの政治組織に関する、もっと興味深い計画が、フランスのアンリ四世の大臣であったシュリィ公（Duke of Sully, 1560～1638）の回顧録の中に見い出される。国王が暗殺された後、国務を断念せざるを得なかったシュリィは、晩年の余暇のつれづれに回顧録をしたためたが、重大な特徴として、それには、彼が高度の威信を与えるためにアンリ四世の構想だとしていた、いわゆる、大計画（Grand Design）が含まれていた。その大計画は、ヨーロッパ地域の再分配を基礎にしたヨーロッパ連合を要求していたが、それによると、ヨーロッパを十五の国、すなわち、六つの世襲君主国（フランス、スペイン、イギリス、デンマーク、スウェーデン、ロンバルディ）、六つの選帝侯国（法王、神聖ローマ皇帝、ヴェニス公、ハンガリー国王、ボヘミア国王、ポーランド国王）、それに、スイスと低地諸国と計画中のイタリア共和制国家の三つの共和国、にすべきであるとし、その連合は、最高の政治的、法律的機能をもった総会（General Council）、および、六つの地方会議を通して運用されるべきものとした。その計画の重大な点は、オーストリアとスペインを弱体化することにあったが、当時、両国は共にハプスブルク王家に属し、しかも、両国共にフランスの敵であった。したがって、オース

トリア、スペイン両国は、連合の平等主義的な構成により、その優越的な立場を放棄するだけではなく、重要な領土をも喪失すべきものとされていた。例えば、スペイン治下のベルギーは、オランダ連邦共和国（The United Provinces of the Netherlands）に入り、チロル地方はスイスに、という具合である。そのようにして改造されたヨーロッパは、トルコ人をヨーロッパ地域から追放することができるようになるというわけで、シュリィでさえ、トルコとの戦争のために、さまざまな国家から供給される分遣隊について詳述しているのである。

希望的な夢想や思考の遊戯としてではなく、こうした計画のすべてを、いかにしてシュリィ自身が考えることができたのかを理解することは困難である。勿論、長らく大国の指導的政治家であったような人物ならば、夢の中でさえ重要な考えを思いつくことがあるのかもしれない。何となれば、最高の権力をもったオーストリアの勢力同様にスペインの勢力をも弱体化しようとするシュリィの計画は、彼の死後、すぐに、ウェストファリアの講和で明らかにされたように、現実の歴史の趨勢と一致していたのである。その上、偉大な政治家の回想録というものは、常に、或る程度の尽きせぬ興味を味合わせてくれるのであろう。そのせいか、シュリィの大計画は、その分野における後続の著述家たちに、よく知られるようになった。

フランシスコ・ヴィトリア

スペインのドミニコ教団のフランシスコ・ヴィトリア（Francisco Vitoria, 1480～1546）は、サラマンカ大学の神学の教授であったが、国際法の歴史に関係する著述家の中でも、とりわけ著名な人物として、既に論及されてきている。彼は自分では何も公刊しなかったのだが、死後に出版された彼の著作物の中でも、若干の講話が傑出している。それらは、彼の弟子たちの入念な記録の中に、保持されていたわけであるが、部分的には、それらはヴィトリアによって口述されたものである。国際法の見地からすれば、一五三二年の「最近に発見されたインド人」（De Indis recenter inventis）と「蛮族に関しスペイン人によって作成された戦争法」（De jure belli Hispanorum in barbaros）という互いに関連した講話が、最も優れている。表題が示すように、その講話は、スペイン人

のアメリカ征服を扱ったものであった。ドミニコ教団は、コロンブスの発見直後から、この問題に特別の関心を抱いていたので、古来の伝道者としての伝統に従って、アメリカ・インディアンのキリスト教化に乗り出したが、アメリカに渡ったドミニコ会員の中でも、〝インディアンの父〟バーソロミュー・デ・ラス・カサス（Bartholomew de las Casas, 一四七四〜一五六六年）は有名である。キリスト教の最高の原理に鼓舞された、この偉大にして高貴なる人物が、スペインの征服者から蒙むらざるを得なかった容赦のない搾取と残虐非道な行為からインディアンを防衛することに、どんなに献身したかは、歴史の年代記に記録されているが、シャルル五世の要請に基づいて行われたラス・カサスとスペインにおける彼の競争者（ライバル）ヴィトリアとの間の政治神学上の論争において、ヴィトリアがラス・カサスに好都合な見解を披瀝していたという点を除いては、ラス・カサスとヴィトリアとの間に個人的にどのような関係があったのかは、われわれには知る由もない。いずれにせよ、これら二人のドミニコ会員の間には明確な精神的な類似性があった。しかし、アメリカ・インディアン問題に対する彼らのアプローチの仕方は違っていた。ラス・カサスは、優れた学者ではあったが、あくまでも宣教師であり、彼の信徒に対する精神的指導者であった。ヴィトリアは教授であったし、神学的な見地から問題に取り組んだ。彼は、ドミニコ会員でもあったトーマス・アクィナス（Thomas Aquinas）の教義に示唆を受けて、インディアン原住民に対するスペイン人の戦争は、「正」か否かという問題について体系的な研究に着手した。教会や世俗の権威者たちから提示された各種の理由付けを一つ一つ吟味することによって、ヴィトリアは、その多くのものを却下したが、最終的には、そのいくつかを是認した。それらの論議において、彼は、ほとんど常に啓蒙的な教養人としての一線を守っていた。彼はまた、政治的な勇気をも示していた。スペイン王としてはカルル五世（訳注・一五〇〇〜五八。スペイン王としてはカルロス一世、一五一六〜五六）は、当時、彼の君主でもあったが、ヴィトリアは、世界の最上位についての皇帝の要求を不屈にも棄却している。これは、頑固なスペイン人の伝統に沿うものであったが、神聖ローマ皇帝の優越に異論を唱えることは、皇帝がスペイン国王と全く同一人物である場合には、それなりの覚悟を必要としていたし、また、スペインによる征服の

やり方を批判したことは、偉大な道義心の証左でもあった。ヴィトリアは、スペイン人征服者の犯罪的悪行に対して断固たる反対を主張したし、更に、教団の伝道上の責任を敏感に感じていたので、インディアンに対して人情味と知的な分別とを示していた。彼は、スペイン人の農民の多くは〝畜生同様に残忍である〟ということを思い起こさせることによって、彼らの自己陶酔を警告した。インディアンがスペイン人を追い出そうとしたり、殺害しようとした場合でさえも、ヴィトリアは、スペイン人が侵略的な戦闘に訴えるよりも、むしろ、自己防衛だけに局限すべきであると主張した。この点で、強力な武器を持った見慣れぬ人間たちを目撃して、土人たちは、驚愕のあまり、非常に臆病になり憂うつになっているので、スペイン人は彼らの脅怖心を和げ、スペイン人の平和的な意図を彼らに保障するように試みるべきであるとも指摘している。

ヴィトリアは、インディアンに対するスペイン人の要求理由の内、彼が正当性を認めた理由に関して、インディアンたちの許されるべき当然の無知という例外を率直に認めようとさえしていた。したがって、主観的な意味にすぎないが、スペイン人に対するインディアンの戦いは、可能な限り「正当」であるとして認めている。このように、ヴィトリアは、さまざまな記述の中で、彼の時代には珍しい穏健さと聡明さとを示していた。彼は、傑出した神学者であり、スコラ哲学的方式の刷新者であり、驚くべき才能を持った教師であったとも言われており、ここに彼の名声の永続する所以があった。

国際法の歴史に占めるヴィトリアの重要性は、概して用語上の理由に基づいている。万民法に拘束される人々に関して、彼は、ユスティニアヌス法典の一節を引用し、法典原文の inter homines（人々の間）を inter gentes と置き替えたが、このことから、〝国家〟間の法、つまり、国際法に論及したものとして全く誤って受け取られている。しかしながら、gens（複数が gentes）は、〝国家〟を意味するものではない。既に述べたように、その法典自体が〝万民法〟(jus gentium) という用語を inter homines の関係に使用しており、gens は、大体のところ、〝人民〟(people) と同意義の漠然とした言葉である。ヴィトリアが、国家のような何ものかを、心にどのように描こうとも、所詮、彼は共同社会 (respublica) について語ることになるのである。実際、万民法に関する彼の一層

突っ込んだ議論も、彼が、万民法を何か目新しい意味で用いたということを少しも示してはいないのであって、法典原文からの彼の逸脱は、言葉の逸脱にすぎず、それは、おそらく記憶の誤りであったろうと思う。

しかしながら、国際法の先駆者として、ヴィトリアの主張が支持されるのは、その優れた論拠に基づくものである。中世の著述家たちは、異教徒は征服と改宗と服従に適した対象以外の何ものでもないという見解をとっており、それが、ヴィトリアと同時代の多くのスペイン人にも、またとりわけ、王室の史料編纂員ジュアン・デ・セプュルヴェーダ（Juan de Sepúlveda）によって採用されていた理論であった。ヴィトリアは、キリスト教徒と同様に、異教徒も正当な君主をもっており、彼らに対する戦争は、〝正当な理由〟（just cause）がある場合にのみ許され得ることを最初に主張した人であったが、これは、国際法の方向への偉大な前進を意味していた。しかしながら、同時に彼は、異教徒の君主には、法王がスペイン人を任命すべく用意されるはずのキリスト教宣教師、すなわち、〝キリスト教の大使〟を受け入れる義務があると考えていた。その宣教師の仕事に対する妨害は、キリスト教に改宗したインディアンに敵対する手段と同様に、ヴィトリアの判断によれば、戦争の好適な理由となり、しかも、インディアンの支配者を、キリスト教の君主と交代させるために廃位させる権限が、法王には授与されているものと考えられていた。したがって、ヴィトリアの学説は、しばしば、主張されているように、キリスト教徒の君主と異教徒の君主との〝平等〟を指示するものではなかった――ましてや、〝国家〟の平等ということも、以上との関連でヴィトリアによって考えられはしなかった（スペインにおいて非キリスト教徒の伝道師を認可することなど、勿論、考えられはしなかった。）。だが、インディアンの君主に対する、こうした差別のもつ重大な政治的影響力について、ここで詳述することは必ずしも必要なことではない。

インディアンの独立に対する、もう一つ別の制限が、ヴィトリアによって、一般的、ないし、相互的な立場から述べられていた。彼は、好意的優遇（ホスピタリティ）の権利・義務のもとで、スペイン人は、インディアンの間を往来して、彼らと交易したり、商品を輸入したり、土着民が豊富に持っている金銀その他の工芸品を輸出したりする権限を与えられており、それに反す

るインディアン王の規則は、自然法と神授法を冒読するものとして無効でなければならないと主張した。スペイン人は、インディアンの河や港で船舶を停泊させることができ、その上、更に、スペイン人は、インディアンの土地で金の採掘をしたり、海や河川で真珠を採ったりすることを妨げられてはならない。もっとも、それは、〃他の外国人〃も同じことを認められるという条件付きではあったが、しかし、法王は、福音伝道の独占をスペイン人に認めるのと同様に、信仰を理由に、インディアン貿易の独占をスペイン人に認めるべきだというのである。

議論の全系列が、聖書や自然法や万民法から派生しており、ヴィトリアは、自然法のもとでは、聖マタイ（訳注・十二使徒の一人で第一福音書の著者）に従い、インディアンはスペイン人を愛さねばならないと強調したが、スコラ哲学的方式から引き出された彼の結論には、時折り、現代の読者には納得しがたいものがあり、しかも、インディアンが享有するとされる、いわゆる、義務の全般的な〃相互主義的〃性格と言われるものも、多少、まやかしのような感じもするのである。しかしながら、われわれは、そうしたヴィトリアの理論の結論的なものとは関係がない。むしろ、その理論が、国際法、ないしは、その学説に与えた影響の度合いに関係があるのである。こうした影響は、海外を旅行したり、金を掘ったり、真珠をあさったりする問題とは、明きらかに別のことである。国際法上の慣行や学説は、外国人のための、この種の自己保存権を要求してはいない。同じことは、金銀の輸出に関しても当てはまるのである。しかしながら、さまざまな国の個人間の交易は認められるべきであるという彼の一般的な考え方は、ジェンティーリやグロチウスによって採択されたし、後の自然法学説の見本として、それは、修正された形ではあったが、〃通商の自由〃の原則となった。例えば、ヴァッテルは、外国の国民と交易する〃不完全な〃権利が、通商条約によって初めて〃完全な〃（すなわち、真正の）権利とされるべきことを提議している（Le Droit des gens, Bk. II, Chap. 2, § 24-26, 1758.）。しかし、現実の国家慣行においては、〃通商の自由〃は、決して法的な定則ではなく、精々のところ、通商政策上の原則でしかなかったのである。

戦争法に関しては、既に指摘されているように、ヴィトリアは、彼の神学的良心と一致する形で、戦争は双方にとって

正当であり得るという事実を認めることにより、相当の進歩を遂げることになった。だが他方で、彼は、裁判官の役割を、戦勝側の君主のほうに、もし、その君主の動機が〝正当〟であるならばという条件付きで、帰属させているのだが――どうも納得できない理論の一つである。サラセン人については彼はあまり関心をもっていなかったが、しかし、回教徒の戦争捕虜は無差別に殺害されてしかるべきで、彼らの妻子は奴隷の身分に付すべきだとも述べている。したがって、この点で、ヴィトリアは、彼の時代の一般的な意見と、いささかも異なってはいなかったのである。

要約すれば、ヴィトリアは、キリスト教徒の君主の地位と同等の法的地位を、異教徒の支配者にも与え、通商の自由という考え方を真っ先に唱え、しかも、戦争法の恩典を、交戦当事者双方に拡大する方向に重大な歩みを進めることになった。

にも拘らず、現代の読者は、既に示唆したように、スペイン人による征服のためにヴィトリアによって提議された幾つかの論拠には衝撃を受けざるを得ないだろう。彼が自分の議論に全く自信を抱いていなかったということは、ヴィトリアの誠実さの特徴を示すものであり、インディアンについての講話の結末で、彼は、インディアンに対する戦争やインディアンの領土を占拠することに賛成する彼の理由付けが、どれも正当でない場合の仮定をも取り上げているのだが、その場合でさえ、彼は――ポルトガル人の実例をあげて――インディアンとの交易やインディアンの土地から金銀を輸出することを中止する理由はなかろうと言っている。王室財産に〝耐えがたい損失〟が生ずる場合には、国王によって与えられる航海保護の返礼として、輸入する金銀に対し五分の一、ないし、それ以上の税を課すことによって、その損失を回避することができるとも、彼は言っており、ほとんど付け足しの言葉として、彼は、結末の文章で、多くのインディアンがキリスト教に帰依したからには、これらの〝属州〟の管理を全く差し控えることは、国王にとって得策ではないし、許容され得ることでもない、ということを付言している。したがって、読者としては、ヴィトリアが、その地で起ったことに、或る程度、落胆していたような印象を受けてしまうのである。

歴史的な展望をすれば、大発見や広汎な植民地化の時代は、全体として植民地域における文明の進歩を結果的に生じさせ

たことを銘記しなければならない。ヴィトリア自身は、スペインの統治こそが土着民の最善の利益になるであろうことを、暗示はしたけれども、その点を強調はしなかった。しかしながら、彼の国のスペイン人の誇りとして——しかも、この誇りは彼の著作の到る処に現われているが——道徳神学上のためらいがあるからと言って、彼の同国人に向って、彼らの巨大な新しい取得物を放棄するように忠告するということは、おそらく、彼にはできなかったのであろう。彼の時代には、スペインによる征服は、最早、議論の問題ではなかった。神学者として、唯一の、しかも、真に為すべきことは、新大陸の征服者たちに、彼らの権力を乱用しないよう警告することであった。これをヴィトリアは力強く、かつ、厳然としたのである。

ヴィトリアは、断然、自由主義者として賞賛されているが、彼への賛辞として、これほど不適当なものは無い筈である。彼は、極端ではないにしても、教会と法王の権威についての忠実な擁護者であって、これまでに言及したような世俗の支配者の上に君臨する強大な権力を法王に認めただけではなく、道徳的に決断しがたい事件においては、俗人は、自分自身の理解に頼るのではなく、彼の精神的な忠告者の意見を聴き、それに従わなければならないとも主張した。俗人の行動は、その客観的な合法性によってさえ正当化されず、重要なのは、あくまでも聖職者の忠告であるとする。この命題は、多くの公私にわたる生活上の問題において、聖職者が義務的で最重要の権威を享有することを暗示しているが、これは、ヴィトリア自身が述べているように、彼の亡き総師カジェタン枢機卿（訳注・別名、カエタヌス。一四六九—一五三四。イタリアの神学者、ドミニコ総会長）の意見にさえ逆らうものである。しかも、ヴィトリアは、ロッテルダムのエラスムスに対する異端訴訟において、スペインの宗教裁判所の専門家として、二十一の訴因でもって彼を有罪と判決したが、その審問委員会の中では、個人的な手紙によって有利な方向にヴィトリアを傾かせようと無益な試みをしたエラスムスに、多くの高位の聖職者たちが同情的であった。中世の伝統に、ヴィトリアが、如何に深くはまり込んでいたかは、彼が、キリスト教的精神を、一種の国家（respublica）と考えていたという事実にも現われている。したがって、キリスト教徒は、多数決によって、全キリスト教徒の世界を、一人の君主のもとに一

つの国家として統一することができ、また、そうするように教会はキリスト教徒に強制することができると彼は考えていた。これもまた、どちらかと言えば、過激な意見であった。その点では、彼は、ごく限られた少数の先輩をもつにすぎなかった。非宗教的な分野でさえも、ヴィトリアは、自由主義者というよりは、むしろ、権威主義者であった。大多数のカトリックの著述家とは異なり、彼は、君主政体の王権神授的性格を主張し、〝専制君主〟(tyrants)に対する反抗を認めようとはしなかった。そして更に、強い言葉でもって、彼は、両親によって子供に与えられる命令や、夫から妻に与えられる命令は、拘束力をもつという意見を提議している。このように、彼は、決して自由主義者ではなかったが、しかし、高潔で真っ正直で、しかも、有力な思想家であったことは確かである。

フランシスコ・スアレス

スペインの貴族の出身であったフランシスコ・スアレス(一五四八〜一六一七年)は、ヴィトリア同様、神学の教授であった。世俗的な野心は抱いていなかったが、彼は、早くから高い名声とフィリップ二世の寵愛を獲得していた。スペインがポルトガルを征服した後の一五九六年に、王は、ポルトガルのコインブラ大学に、スアレスに担当させるために神学の講座を設けたが、これは、明きらかに、スペイン的気風を、その大学に植え付ける政策の現われであった。スアレスは、並み外れた洞察力をもった精力的な思想家であると共に、仕事に対する驚くべき能力を備えた頭脳明晰な著述家であって、彼は、十九世紀版の四つ折り本にして二十八巻にも達する著作と、更に数多くの未刊の原稿を残しているのである。論争において攻撃的な言葉使いを嫌ってはいたが、他方で、彼は、プロテスタントの権威者の著作だけではなく、ボーダンのようなカトリックの権威者の著作をも、事実上、無視していて、その教義を尊敬しなかった。彼と同時代のスペインにおける他の若干の神学者以上に、彼は、中世の伝統とトーマスの教義に執着し——まさに〝スコラ哲学者の中でも最もスコラ哲学者的〟であったし、また、彼が他の人たちから呼ばれたように〝最後のスコラ哲学者〟でもあった。彼は、イエズス会がそれまでに保有した最も著名な会員であり、スペイン文化の中でも傑出した代表者と見なされており、彼については数

種の伝記が書かれている程である。
スアレスは、もともと、学者であったが、手厳しい闘士でもあった。彼は、再三、聖職者の政治的な活動舞台に参加した。イエズス会の会長アルマヴィーヴァは、イエズス会をカトリックやプロテスタントによる非難から守る必要があると判断したとき、彼は、その仕事をスアレスに委任した。そして、会長の死後、間もなく、スアレスは、ポルトガルの世俗の権威者と教会の権威者との間の重大な裁判上の紛争を、教会に有利なように解決することができた。
彼の著作は、公けには、法王ポール五世の要請によって書かれた「イギリス教会派の誤謬に対するカトリック信仰の擁護」(Defensio fidei adversus Anglicanae sectae errores, 1613.) 以外には、あまり広く知られてはいない。イギリスのジェームズ一世は、彼のカトリックの臣民に対し、数ある問題の中でも、国王を廃位して王への人民の服従義務を免除する法王権の否認を含む忠誠の誓いを強要したことがあったが、スアレスの論文は、神学の観点から、カトリックの信仰を擁護するために、異端の国王を処刑する権限さえも含む法王権の存在を立証するための学問的な試みであった。これは、すべて、よく知られていた教会の教義を、多少、推敲したにすぎないものであったが、しかし、スアレスは、彼の攻撃の手を、別の系列の思想でもって補強していた。すなわち、政治権力は人間の社交性 (sociability) に基礎付けられており、人民に直接に帰属するものであって、人民は、それを〝人間法によって社会の福祉のため君主に〝委任する〟ことができる。しかし、もし、その君主が暴君であることが判明したならば、人民は自衛権を行使して、その君主を廃位させることさえできると彼は考えた。スアレスの学説は、はっきりと世俗の支配者を差別し見くびる傾向を示していたが、その理由は、人民による同様のコントロールを法王は受けてはいないという点にあった。彼の論文は、イギリスのみではなく、カトリックのフランスでも非難され禁止された。にも拘わらず、国家や人民主権の非宗教的性格についての彼の理論は、カトリックや後のプロテスタントの著述家たちによって広く歓呼して迎えられた。したがって、政治思想の歴史の中で、スアレスは目立った地位を保っている。
国際法に関係する事柄としては、スアレスは、主に二つの場合を取り扱っている。すなわち、彼の偉大な論文『法律と

立法者たる神について』(De legibus ac Deo legislatore, 1612.) における自然法と万民法の分析による場合と、彼の死後に公刊された作品『神学上の三つの美徳』(De triplici virtute theologica, 1621.) の中で慈愛を扱った章での戦争法の検討による場合とである (慈愛に関する論文における戦争法の論述は、戦争は仁愛に反するとするトーマス的伝統に沿うものである)。勿論、スアレスの見解は、神学的なそれであるが、しかし、ヴィトリアの見解よりは、ずっと法律的な面を多く備えている。彼のアプローチは、より公平で体系的であり、言うまでもなく、概念論的であった。その二つの研究の中でも、自然法と万民法の分析は、きわめて価値の高い重要なものである。スアレスは、難解な用語である jus gentium (万民法) の曖昧さを認めた最初の人であった。彼が言うのには、この用語からは、二つの意味が考えられる。一つは、すべての民衆と民族 (populi et gentes) が、彼ら相互の関係 (inter se) で順守すべき法という意味であり、もう一つは、都市、または、王国 (civitates vel regna) が、彼ら自身の内部 (intra se) で順守する法という意味であり、それが、類似していることと便宜であることを理由に、jus gentium (万民法) と呼ばれるのである、と。

言葉の或る種の曖昧さにも拘わらず、スアレスが、ローマ人によって考えられたような普遍法を、右の二つ目の意味を通して、心に描いていたことは疑い得ないが、最初の一つ目の意味をめぐっては、もっと綿密に考察してみる必要がある。

スアレスが、万民法だけに関心をもっていたのではないということを心に銘記しておくことは重要なことであって、彼は、一方では、基本的には神から与えられた自然法に関心をもち、他方で、ユスティニアヌス法典において各国が自国のために制度する特別法 (国内法) として知られる〝市民法〟にも関心を寄せていた。

万民法が、セビリヤのイシドールによって、ほとんどすべての国によって認められる普遍法であるとして定義されたことがあるのを、われわれは記憶しているが——それは後代の著述家たちによっても採用された定義であった。ところが、スアレスは、その定義をはっきりと否認したのである。というのは、その定義が、彼の言う正確な意味を満足させるものではなかったからである。その代りに、彼は、万民法上の法則と市民法上の法則との違いを認めていた。すなわち、前者

は成文形式では制定されない、換言すれば、それは慣習に基礎を置いているということであるが——この事実こそが、彼にとっては、万民法の典型的な特性のように思われたのである。

ところで、〝市民法〟は、必ずしも常に〝成文〟ではなく、部分的には慣習から派生して作られるものであるし、また、万民法は、もし、それが近代的な意味での国際法を含むものと見なすならば、かなりの程度まで成文になり得るし、今日では実際に成文になっているわけなので、スアレスの間違った特性記述は、彼を用語の混乱へと陥れる結果になっている。彼は、まず第一の〝国際的〟(international)な意味での万民法を、法的な存在(国家)というよりは、むしろ、人間の自然的な集団に関係する用語であるpopuli et gentes(民衆と民族)と結び付け、次に、それとは対照的に、第二の〝普遍的〟(universal)な意味での万民法を、現代の〝国家〟にきわめて密接に符合する用語であるcivitates vel regna(都市、または、王国)と結び付けているのであるが、正確な用語としては、この逆であろう。しかし、明らかにスアレスは、慣習が、多分に非公式なものであって、それは成文法によって規律される〝civitates vel regna〟よりも、むしろ、それ自体では〝populi et gentes〟に関係する自然現象であると思っていたのである。だから、結果として、真の国際法というものは、まだ彼には、はっきりと理解されていなかったことになる。

その上、彼の〝国際的な〟万民法は、〝国際的〟な分野の一部だけしか含んではいないのである。すべての人間関係は、その種類が如何なるものであれ、したがって、〝populosとgentes〟の中に存在するものを含めて、まず第一に、神から授けられた自然法によって支配されているわけであるが、スアレスによれば、この自然法は、万民法によって単に補足を受けるにすぎず、彼は、万民法を〝自然法〟と〝市民法〟との間の〝人間の法〟であり、〝媒介の〟法であると見なしている。特に、彼は、条約を順守する義務を説いている——彼は講和条約と休戦条約だけを挙げている——が、その条約は自然法の一つとされ、彼の言う〝国際的な〟万民法とはされていないのである。その代りに後者の法の一例として、スアレスは、このような条約の申し出が、正当な方式で、しかも、合理的な理由によってなされた場合には受け入れるべきであって、拒否すべきではないという訓戒を提言している。しか

し、こうした条約の申し出に対する決定は、明らかに、法の問題と言うよりも、むしろ、政策の問題であるか、せいぜいのところ、道徳上の問題であるが、彼の学説においては、道徳上の問題が、すなわち、自然法の問題なのである。彼が挙げている〝国際的な〟万民法についての、その他の例証も、同じ様に間違って選択されているのであるが、しかし、この問題に、これ以上深入りすることは、本書の目下の研究にとって必ずしも必要なことではない。スアレス自身、彼の〝国際的な〟万民法については、あまり練り上げておらず、彼は、元来、一神学者として、また、一体系主義者として、万民法それ自体に関心を抱いており、その種類は問題ではなかったのである。既に触れたように、彼は、市民法に対する万民法の関連を決定付けようと試みてはいるが、しかしながら、彼は、万民法の種類が、どのようなものであれ、自然法に対する万民法の関連のほうに、ずっと多くの関心をもっているのである。この点で、彼は、師であるトーマス・アクィナスのお手本に従っているわけであるが――それは、彼の〝国際的な〟万民法の特質についての周到な探究から、彼を逸脱させる性格のものであった。

また、彼の説く自然法と万民法との間の相互関係は、近年、到る処で引用され、国際法の歴史の中でスアレスの名声を高めることに、他の何ものにも増して貢献した『法律と立法者たる神について』の著作からの次の文章を正確に評価することに係わってくるのである。すなわち、

人間は、互いに異なる人民〔populos〕と領域〔regna〕とに分けられているが、しかし、人種としての統一性だけではなく、いわば、如何なる国の見知らぬ人間をも含む、あらゆる者に及ぶ相互の愛と慈悲の教えによって示されるように、政治的にも道徳的にも、或る種の統一性をもっている。したがって、それぞれ、完全な利益共同体〔civitas〕や国家〔respublica〕や領域〔regnum〕は、それ自体、その構成員から成る完全なる社会であるが、同時に、これらの各社会は、人間に関する限りにおいて、或る意味では、この普遍的な社会の構成員でもある。そして、実際上、これらの社会は、時折の福祉や利益のために、また経験が示すような時折の道徳的必要や貧困のために、或る種の相互援助や提携や交際を必要としないほどに、決して単独で自

給自足しているわけではない。この理由のために、彼らは法を必要とし、交際や提携に関して、その法によって管理され、正しく秩序付けられるのである。このことは、かなりの程度まで、当然の理由によって行われるが、しかし、必ずしも、あらゆる場合に、充分、かつ、直接に行われるのではない。ここにより、或る種の特別な規則が、これらの民族〔gentes〕の慣習によって制定され得ることになる。と言うのは、ちょうど、或る利益共同体〔civitas〕や属州〔provincia〕において、慣習が法を制定するのと同様に、人間の間でも、万民法上の全規則は、慣例〔moribus〕によって制定され得るのである。これは、その法に属する規則が僅かしか無いだけに、尚更、確かなことである（訳注・第二章・第十九節・第九項）。

スアレスによって言及される存在物は、どうも一律に命名されてはいないようである。と言うのは、彼は、populas, regnum, civitas, respublica, provinciaという用語を無差別に使用しているからである。したがって、この点に関しても また、彼の〝国際的な〟万民法についての独創的な定義との不一致が存在するのである。しかし、ここでスアレスが少くとも原則的には、国家の相互依存を心に描いていることは明らかである。それにより、彼は、国際的な法律関係の形成における非常に重要な決定要素を、まず最初に指摘している し、しかも、それを辛辣な言葉でもってしているのである。しかしながら、引用した一文をもって、広範囲に及ぶ近代国際法の始まりのように言うのは誤りである。スアレスによって自然法は、初めて人間関係の中に席を占めるのであるが、スアレスは、ただ自然法というものが、民族間(inter-gentes)の関係の全領域を網羅するものではないということを論証することだけを望んだのである。だから、そこでは、自然法は、（神授ではなく）人間の万民法によって補われているのである。彼は、その法の規則が、〝特別〟かつ〝稀少〟であるということを、急拠、付け加えているが――これは非常に重要な限定でありながら、あまりにも注釈者によって見落とされることが多い。彼は、国家の相互依存の概念について詳述してはいないが、彼には容易にできたはずである――例えば、戦争に関する論議の中ででも。そのせいか、その概念は、特殊な系列の議論の中で孤立した要素のままになっており、しか

も、そこにおいてさえも、彼は、依然として神授の自然法に心を奪われていて、そのことが、彼が、限定的、かつ〝人間〟の万民法の必要性を〝相互の愛と慈悲〟の立場から説こうとする理由になっているのである——相互の愛と慈悲は、国家には、ほとんど似つかわしくない属性であり、実際にスアレスの文脈の中でも、それらは、〝何らかの国の見知らぬ人〟、すなわち、個人に対して用いられている。

全体として、スアレスは、雑然とした万民法から特別な種概念をえり抜いた最初の人であり、それは、いまだ明晰、かつ、充分に国際法を表現するものではないが、明きらかに妥当な方向への重要な一歩をしるすものであった。勿論、自然法（jus naturae）と万民法（jus gentium）との二元論は、古来のスコラ哲学的伝統の一部であったが、国際関係に対するスアレスによる概念の敷延化が、どのような価値をもつにしても、それは、グロチウスを含む後の著述家たちに、おそらく影響を与えたはずである。国家の相互依存への率直な言及は、政治的世界の動態的構造に対するスアレスの洞察力を示しているが、スペインが、かつてのような列強ではなかったという事実が、彼に影響したのかもしれない。

国際的な法律関係の他の分野についての彼の思惑は、あまり成功はしなかった。『法律と立法者たる神について』の著作の中の二つの簡潔な章で、彼は、国際私法という厄介な分野への脱線を企てたが、主として何人かの宗教法学者とバルトルスに依存しながらも、それ以後の成文法理論や特に十六世紀のフランスの学説には不案内であったことを露呈してしまった。彼はまた、国際私法の検討という厳密に法的な問題の中に特に神学的な要素を注入しようとしたが、彼の著作のこうした部分は、明きらかに不満足な出来栄えであった。

しかしながら、われわれの分野に対するスアレスの貢献の中でも、最も議論の余地があるのは、正戦についての彼の研究であった。彼は、ヴィトリアの暖か味と人間味のある論法とは著しく対照的な、冷酷、かつ、形式主義的な方式でもって、戦争を正当化する理由を分析している。慈悲に反する行動の例として、彼が挙げているのは、キリスト教徒の君主が教会の敵側の力を増大させることで戦争を終了する場合であるが、このような行動は、教会に対して負っている慈善（charity）を犯すものであると彼は指摘する。スアレスの主要な関心事は、或る種の概念上の関係、殊に正当と慈善との間の関

係であるが、しかし、そもそも、戦争には正当な理由が、あり得るのだろうか。それに（おそらく右の例の場合にように）、戦争は、慈善を犯し得るのだろうか。もし、そうだとすれば、損害の補償に関する結論は、どうなるのか。もし、戦争が、双方共に正当な理由が無く始められるとすれば、どうなるのか。これは、正義に反するのだろうか。それとも慈善に反することになるのであろうか。もし、君主が数か国を支配していて、戦争が、その内の一つに有利であっても、他には不利であるとすれば、どうなるのか。当然の理由からくる原因の他に、戦争の正当原因があるのだろうか。戦争をすることは、聖職者にとって許容できることなのであろうか。戦争の際の慈善というものについて、われわれは、聞いたこともないが、不正に対する無知が戦争の口実になるというヴィトリアの賢明な命題は、スアレスによっては、果たして彼が、それを是認しているのかどうか疑わしくなるような方法でしか触れられていないのである。戦争というものが、双方にとって正当であり得るとする仮説を〝全く不合理〟として彼は非難してはいるが、それにも拘わらず、彼は、追求されるべき正義が確実に存在する場合にのみ、戦争が行われるべきだとは主張していないのである。すなわち、スコラ哲学的な道徳神学の概念を用いることによって、彼は、君主の要求が、〝より確実性のある〟意見によって支持されていれば、それで十分であると考えているのだが――それは、間もなく、種々の理由によって反対される教義であった。

精妙とは言えないスアレスが、彼の厳格な正戦論の前提から、如何にして可動性のある結論を引き出すことができたのかは、彼が、通常の兵士の責任について説いているところから明瞭になる。スアレスによれば、不正な戦争を遂行する君主側の兵士は、もし、捕虜になったとしても、原則として万民法上の保護を教授せず、殺されても止むを得ないとされるが、しかし、それでいて他方で彼は、さまざまな区別や例外や推定を通して、そうした兵士の多くを救済しようと努めるのである。例えば、彼の見解では、雇われ兵士は、彼らの戦争原因の正当性が疑わしい場合に、もし、その疑いが〝消極的〟なものであれば、すなわち、彼らが、もし〝確実性のある理由〟が他方の側にあることを知らないのであれば、法によって保護されるべきであり、〝積極的な疑い〟の場合でも、彼らは、その捕獲者のなすがままにされてはならず、彼ら自

身の原因について調査を開始し、〝より確実性のある意見〟に従わなければならない、としているのである。

しかしながら、スアレスの正戦説の内で最も反対すべき特質は、彼の〝裁判〟理論である。ヴィトリアにとっては第二義的に重要な点であったものが、スアレスによっては、厳正な法体系へと発展させられており、彼によれば、正戦を遂行する君主は、〝正義の弁明〟に関して真正の裁判管轄権を享有すること、つまり、その君主の交戦行為をもって裁判所の判決になぞらえるのである。原告が同時に判事にはなり得ないという明白な異議に対しては、戦争は正義の弁明行為として、人類にとって不可避であり、それ以上の方法は見い出されて居らないという意見でもって、うまく逃げて答えている。宗教上の理由から、彼は、キリスト教徒の君主に対する全般的な仲裁権を法王のために要求しながらも、他方で、世俗の仲裁裁判に対する彼の態度は全く保留されている。彼は、〝不正が行われる懸念が無い場合に〟仲裁裁判を勧告しているが、しかし、彼は、この余り本気ではない勧告を、各主権者は、たいていの場合、外国の判事の誠意を疑うものだと述べることによって、一層、弱いものにしてしまっている。そこで概して、彼は、〝聡明で教育のある人たち〟の意見を聴くことが君主にとって十分に必要なことだと見なしており、もし、彼らが、君主の明白な権利を見い出すならば、そのような発見は、スアレスによれば、奇妙なことに、準司法的な処置として受け取られており、みずから判事である君主は、最早それ以上、他人に裁決を求める必要はない、とする。それどころか逆に、君主は、今や彼の権利を実施するための〝裁判権〟を持つに至り、したがって、〝彼が他人による仲裁裁判に従わざるを得ない理由は見あたらない〟と言う。しかし、これよりもっと正直な意見が、ピエリーノ・ベリ（Pierino Belli）によって、半世紀も前に出されていたが、ベリが言っているのは、支配者は、〝御機嫌を取ったり畏敬によるかのいずれかによって、すべての話を、彼らに都合のよい方向に向けさせたり、彼らの仲間のために、彼らの言う理由が正しく思われるように弁護をでっちあげたり、弁護をしようとする教会や世俗の悪徳顧問を、しばしば所有しているものだ。〟と（De re militari et bello, 1558, X.）。

スアレスの〝法〟理論――彼の存命中に知られたもの――は、常識に反するものであったので、それに対する初期の反

対者の中には、ガブリエル・ヴァスケ（一五五一〜一六〇四年）や、リュイ・モリーナ（一五三六〜一六〇〇年）などのイエズス会のそうそうたるメンバーがおり、モリーナ（Luis Molina）においては、戦争は双方にとって主観的に正当であり得るという見解をはっきりと持っていた。しかし、たとえ、そうであっても、スアレスは、国際法の前駆的段階で名誉ある地位を受けるに値いする十分な功績を保持していることは言うまでもない。スコラ哲学者の中でも、しばしば、その権威に訴えたヴィトリアは、深い人情味のある態度と、その顕著な常識において、また、実際に、その独創性において、スアレスよりも優れていたが、法律上の鋭い洞察力においては、やはりスアレスのほうが勝っていた。

軍事著述家　ピエリーノ・ベリとバルサザール・アヤラ

スペインの伝統の中で、軍法は、早くから万民法と関係をもっていたが、この点については、セビリヤのイシドールに関連して既に考察した。彼の『七番勝負』（Siete Partidas）における戦争に関する章は、もともと、軍事上の輸入に関するものであったが、正戦や使節法についての検討をも含んでいた。それと同系列の思想が、フィリップ二世（訳注・フェリペ二世。一五二七〜九八。スペイン国王。ポルトガル併合）の軍隊で軍事監査役をしていた二人の著述家によって受け継がれることになった。すなわち、ピエリーノ・ベリ（一五〇二〜一五七五年）と、バルサザール・アヤラ（一五四八〜一五八四年）である。

イタリア人のピエリーノ・ベリ（Pierino Belli）は、一五六一年にスペインからサボイへ転勤した直後に、『軍事問題と戦争』（De re militari et bello tractatus）を刊行したが、それによって、彼は、政治家としての高い名声を博することになった。フィリップ二世へ献呈されている、その書物は、各種の軍事当局がもつ裁判権や兵士の給料と給料以外の特権、戦利品、捕虜、休戦、安全通行権などについて格別の注意を払いながら、ともかくも、軍事問題や戦争に関係する諸問題を、種々雑多に整理不十分なままに一括して検討を加えている。

非常に興味深いのは、宣戦布告をする権限とその根拠に関する章である。忠実なカトリック教徒であったベリは、これらの問題の中では、スコラ哲学者の正戦説に従っているのだ

が、他のところでは、彼は主として古代ローマの法律資料や中世の注釈者に依存しているのである。また、彼は、軍事問題についても幾らか後輩の著述家たちや古代史家などをも利用しており、それだけに引用は有り余るほどである。軍事監査役としての立場で彼が行った観察や提出した意見書にも、しばしば言及しているが、このことは、スコラ哲学者の著作では全く欠けている、彼独特の実践的な色調を、その著書に与えている。彼が、君主の所有する教会や世俗の顧問について、どのように考えていたかについては既に延べた通りである。彼は、捕虜に対する残虐行為を区別なくすべて非難し、占領された敵国の住民についての公正な扱いを強調しており、この点で、明らかに彼の先輩たちよりも一段と進んでいたことを示している。国際法に関する彼の論述の中でも、おそらく最も注目すべきものは、もし、支配者が、みずから進んで仲裁を行うようになれば、戦争――おそらく、戦争を指していると思う――が〝不正〟なものにならないように好戦的な行動を止めさせられるはずであるという所説である。ここには、仲裁裁判の原則のみならず、強制仲裁裁判の原則までが延べられているわけであるが、しかしながら、ベリの所見は、どちらかと言えば、不徹底な表明の仕方で終わっている。

アントワープ（訳注・ベルギー北部の都市。ヨーロッパ屈指の貿易港があり、世界一のダイアモンド市場がある。アンペルスともいう）のスペイン貴族の家柄に生まれたがバルサザール・アヤラ（Balthasar Ayala）はフィリップ二世がオランダに対して派遣した軍隊の総監査役（アメリカ軍法会議議長の地位にたとえられる）という高い地位についていた。彼は、『戦争の法と任務及び軍の規律』（De jure et officiis bellicis et disciplina militari）を一五八二年に出版したが、その二年後に僅か三十六才で死亡した。彼の著書の下巻は、戦略や戦争政策の他、当然（スペインの）国内法上の問題である軍の規律にも関係しており、その最初の部分で、彼は戦争法に関する筋の通った検討を試みているのだが、彼の著作の中で、われわれに関係があるのは、この部分だけである。

政治的には、彼の作品は、スペインとカトリック教のための、情け容赦もない戦いの熱烈さを立証しており――極端に残酷で堕落した教義でさえも、冷静にして、かつ、論理的に鍛えられた手法でもって提示している。それにも拘わらず、発展途上にある国際法への貢献は確かに貴重なものであった。

彼は、神学に反対することもなく、スペイン学派の思想に非宗教的な加工を施したが、スアレスは、その点に賛同して、アヤラの説を繰り返し引用したわけである。なかんずく、アヤラは、彼の正戦説を、法的効果よりも、むしろ、〃宗教人の衡平と義務〃に関係付けたが、更に彼は、主権者間の戦争における戦争原因の衡平さを検討することは〃不適当〃であると宣言した。そして明らかに主権者への敬意のために、アヤラは、正統な主権者間の戦争が合法的に行われる限り、それは、或る意味では、双方にとって正当であり得ることを指摘していた。以上のことは、歴史的に見ると、伝統的な戦争学説を世俗的な観点から改訂したのにも等しいことであるし、しかも、その改訂がスペインの代表的なカトリック教徒によって公けにされたという点で特に重要なのである。

だが、そうした修正が、スペインとオランダ間の戦いには適用されなかったことは事実である。ボーダンや、その他の人たちに学んだアヤラは、王権を賞揚し、ヴィトリア同様に、彼は王権の起源が天賦にあるものと考えていた。君主は、事実上、その人民にとっての〃親〃として考えられなければならず、たとえ、もし、君主が不正で残酷であったとしても、謀叛を起こす正当な理由など有ろうはずはない。どのような事情のもとにあっても、謀叛は、神と君主に対する極悪な犯罪であり、異端や親殺しに準えねばならない、と言う。これは、いわば、スコラ哲学的教義のこじつけであるが、しかし、まさに、このこじつけによって、アヤラの論文は、不正な戦争の結果を非常に詳細に究明するものとなった。それまでのスペインの神学者たちは、この不正な戦争結果という点を余り詳しく述べなかったのだが、それは、彼らが正当な戦争原因についての論理的分析のほうに関心をもっていたからであって、ここにおいて、アヤラの論文は、彼らの教義を、或る程度、補充するものとなった。

もっと重要なことは、アヤラが、戦争法の学説の中に、敵に対しても誠意は保持されなければならないという原則を導入したことであった。だが彼が、多数の、また、幾分か衝撃的な、例外を考えていたことも事実である。すなわち、誠意は、不正な戦争を遂行する者や叛徒に対しては、守られる必要はないとか、或るいは、君主が主権にとって固有の権利を放棄することは、たとえ、もし、それが宣誓のもとに行われるとしても、無効である、ということである。しかし、アヤ

ラは、少なくとも有益な原則を確立したことをもって、信望を与えられなければならない。

アヤラの見解は、大部分が、オランダにおけるスペインの非人道的で不実な戦争を弁明し正当化する目的のために結論付けられたものであった。オランダ国会は、フィリップ二世が彼らの自由を維持するとの誓約を故意に破棄したことを理由にして、彼らの支配者の地位からフィリップ二世を解任してしまったが、この憲法上の問題にアヤラは触れようとさえしなかった。彼は、大体において間接的にしか言及していないのだが、彼にとって、オランダは、戦争法によっては保護されない叛徒であった。つまり、叛徒は、盗賊や強盗として扱われねばならなかった。こうした叛徒は、殺されても、奴隷にされてもよかった。彼らの所有する財産は、戦利品として取り上げることもできたし、彼らとの協定は順守する必要もなかった。王権の〝簒奪者〟は如何なる者によって殺害されてもよしとされた。このことは、結局、或る裏切り、とりわけ、スペインがオレンジ公ウィリアムの殺害者に二萬五千金貨(ゴールド)と貴族の身分とを授与することを約束して以来、旺んに公布されたスペインの勅令を正当化したのと同然である。

或る意味では、ベリとアヤラは、イタリアとスペインの精神的傾向の代表者として考えることができよう。この両著述家の顕著な功績は、スコラ哲学的神学者によっては用いられることのなかった非宗教的な資料から、多くの材料を集めて利用できるようにした事実に在る。アヤラは古典によって優れた教育を受けた人であったので、古代の優秀な——歴史家やその他の——著述家たちに依存することが大であって、彼の目的に叶っている場合には、ボーダンのような同時代の宗教上の懐疑論者のみではなく、モリナウス(訳注・フランス名デュムラン)のようなプロタスタントからも、その著述を引用したが、このことは、神学上の立場からの流落をも示すものである。しかし、ベリと、また、それ以上にアヤラの著書は、彼らのきわめて多様な論及を通して、後世の著述家たちにとって知識の宝庫となったのである。

アルベリコ・ジェンティーリ

北イタリアの街サンジネシオで生まれたアルベリコ・ジェンティーリ(訳注・Alberico Gentili または Albericus

Gentilis, 1552~1608. わが国ではゲンティリスとして知られる）は、医者の息子であったが、ペルージア大学（訳注・中央イタリアの都市の大学）で法律学を勉強し、廿才で学位を取得した。いろいろの資格で法律業務に携わった後、彼は、父と共にプロテスタントの信仰を受け入れ、宗教裁判所が彼らに懲役刑と没収の判決をくだす直前の一五七九年にイタリアから逃亡した。ジェンティーリ一家は、オーストリアやドイツに一時滞在した後、そうこうする内にロンドンに赴き、他の有名なイタリアの多くのプロテスタント同様に歓迎された。間もなく、アルベリコ・ジェンティーリは、オックスフォード大学で民法（ローマ法）の講師となり、早くも名声を得て、既に述べたように、一五八四年のメンドーザ事件では、イギリス政府が彼の意見を諮問したほどであった。

その諮問は、ジェンティーリにとって重大なものとなった。と言うのは、それが、彼の関心を国際法に向けさせたからである。彼の研究をメンドーザ問題で役立たせることによって、彼は、一五八五年、『使節論』(De Legationibus) という論文を刊行した。一五八六年には、彼は住居をドイツに構えるために出立したが、しかし、一五八七年にはイギリスに戻り、そして、オックスフォード大学で民法の欽定講座担当教授に任命された。その資格で、彼は、毎年の学位授与式で、他の教授同様に公式の演説をしなければならなかったが、一五八八年のアルマダ大海戦（訳注・スペインのフェリペ二世がイギリスに派遣した無敵艦隊アルマダが敗れた戦い）の年には、彼は、演説の主題に、幾らか時宜を得た戦争法に関係する分野を選択することにした。この講演が、一五九八年に出版された彼の主著『戦争法論』(De jure belli) の核となった。一六〇〇年には、教授としての職務の傍ら、ロンドンで法律実務に携わり始め、一六〇五年には、ジェームズ一世の同意を得て、スペイン使節の法律顧問の地位を受け入れたが、当時、スペインはオランダと戦争状態にあって──そのため、法律顧問を引き受けることは、プロテスタントの一避難民としては何となく困惑する踏み台であった。彼の死後に出版された『或るスペイン擁護者の弁明』(Advocationis hispanicae) は、彼の顧問活動についての学問的所産であった。

こうした国際法に関する著作の他に、ジェンティーリは、民法や神学、それに政治問題についての多数の論評や小冊子を執筆した。政治問題の分野では、ジェームズ一世によって、

王位就任（一六〇三年）後、抱かれていた極端な絶対主義理論に、彼は全面的な支持を与えたが、エリザベス時代に書かれた彼の『戦争法論』では、自由主義的な見解を提唱していたので――これは、王の恩寵に報いるための転向であった。宗教上の問題では、宗教の自由を強く主唱しながらも、他方で、彼は初めの内はカルヴィニストの線に沿っていたが、後には次第にイギリス国教会の教義に従って正統派の見解に傾斜するようになった。そのため、一六〇三年には、彼の著作は、ローマ法王庁による発禁図書目録(Index Librorum Prohibitorum）に名を挙げられるに至った。

国際法に関するジェンティーリの作品は、実際に、その時代に関係した問題をすべて網羅している。当時、公けの論議の中でも最も目立つ位置に置かれていた外交使節の問題は、ジェンティーリの研究に先んじて、多くの議論を喚起していたが、彼は、当時、しばしば、（理由も無しに）一種のスパイとして蔑まれていた大使の職務に関して、広く行き渡っていた杜撰で思慮を欠いた理論に対して強く反対する立場を採った。同時に、彼は、外交使節の不可侵の原則に賛成する態度を表明したが、その不可侵は、西欧文明の中では、事実上、大昔から認められていたものであった。しかしながら、彼は、大使の免除特権を狭い範囲に止どめることを提議した。彼は、大使というものは、陰謀を行わない場合にのみ、接受国の刑事裁判権を免除されるものと信じていたが、それは、万民法についての彼の論拠である自然法のもとでは、単なる犯罪計画は罰せられ得るものではないという見解をとっていたからであるが――非常に疑問のある議論である。民事問題では、ジェンティーリは、大使が行う契約に関して、接受国の裁判管轄権から免除されることを否認したが、しかし、接受国当局は、大使の動産を没収したり、大使の住居に侵入したりしてはならないと主張した。この問題をめぐるジェンティーリの研究は、この分野における最初の体系的な考察であり、彼以前の研究よりも著しい進歩を示している。

ジェンティーリの『戦争法論』は、伝統的に正戦論に重点を置いている。それは、三巻に分かれていて、第一巻は、戦争原因に関係し、第二巻は、戦闘に、第三巻は――斬新であるが――講和条約に関係している。彼は、戦争を公けの軍隊間の争い（コンテスト）としてのみ考えており、したがって、昔の〝私戦〟を論外に捨ててしまっている。彼の論述は、彼よりも後に登

場して来たスアレスを含むスコラ哲学者たちのそれよりも、ずっと包括的であるし、また、非常に重要な問題でありながら先輩たちによって大いに無視されていた条約法についての彼の検討は、彼の著作の中でも最も価値のある部分の一つになっている。ジェンティーリは、いまだ、条約に関する一般理論を所有してはおらず、講和条約や同盟条約や、その他の幾つかの国際協定を個々別々に扱っているが、しかし、彼の分析は、若干、一般的な結論を考慮に入れている。例えば、中世においては、条約は、主として、署名した君主の生存中においてのみ拘束力があるものと見なされていたが、ジェンティーリは、若干の例外を認めながらも、条約は、盟約した支配者の人民だけではなく、後継者をも拘束するという考え型を導びいている。その上、彼は、敗北した君主は、講和条約を、脅怖や強迫によって同意させられたことを理由にして、無効にすることはできないと指摘している。今日、この見解は、或る種の条約には当然に適用されており、この意味で、国際法の著述家たちによって一般に認められているわけであるが、これは、ジェンティーリの基本的な洞察、すなわち、脅怖や強迫を理由にして無効を認める私的な契約に関する法律を、単純に条約法の中に持ち込むことはできないという洞察を示すものである。

その条約法に対するジェンティーリの最も重要な貢献は、事情が不変のままである限りにおいてのみ、条約は拘束力をもつという、その効力についての暗黙の条件を、常に(講和)条約の中に読み取らねばならないという教義にある。この、いわゆる、事情変更の原則(clausula rebus sic stantibus)が、広範囲にわたって影響を及ぼしていることは明らかである。古代ローマ法は、この原則を知らなかった。ジェンティーリはローマ法についての著名なイタリアの著述家アルシアタス(一四九二〜一五五〇年)の権威を拠り所にしているが、しかし、ローマ法上の〝事情変更の原則〟説は、アルシアタスよりも数世紀ほど昔のものであった。それは、衡平を配慮することによって、ローマ法上の私法の厳格さを緩和することに役立っていた教会法から生まれたものであり、その新しい教義が〝ローマ法学者〟によって採用され、それをまた、ジェンティーリが国際法の中へ導入したわけである。そこでは、今日に至るまで、その原則が存在根拠を維持しているが、逆に、その本来の分野である私法においては、それは一般的

に消滅してしまっているのである。

ジェンティーリは、同盟国の問題を、中立国の問題と一緒にしているが、彼の時代には、中立国については非常に漠然とした考え方が行きわたっていて、実際には、その問題は、かなり立ち後れていた。彼は、世界の道徳的統一を喚起することによって、干渉主義者の立場を執っており、中立国（ニュートラル）（彼は、この表現を用いていないが）は、同盟国が、不法に攻撃された場合には、同盟の条件を越えて同盟国を援助しなければならないし、また、同盟国のみでなく、それ以外の国で人種や血統や宗教において、その中立国に類似している国をも援助しなければならない――われわれは、宗教戦争の時代にいるのだと、彼は提議している。だから、ジェンティーリの誠意は、スペインに対する闘争においてオランダを援助した国家側に向けられており、ここにおいて、その正戦説は、以外にもプロテスタント的変形を呈するのである。

勿論のことだが、法王と教会は、彼の学問体系の中に位置を占めてはいないのである。ヴィトリアは法学者に向って、自分の主題は法学者のためのものではなく、教会のためであると語っているが、ジェンティーリは、トルコ人に対する戦争問題を検討するにあったて、学者たちに〝彼らの専門分野外の問題には沈黙を守る〟ように警告している。だから、宣誓に関する教会の律法や法王の仲裁権は、彼にとって、最早、検討すべき問題とはなっていないのである。その代わりに、ジェンティーリは〝経験を積んだ法律家による〟国際仲裁裁判に賛成する確固たる立場を執っており、その法律家にはユスティニアヌス法典の利用を彼は勧めている。正当な戦争原因をめぐって、彼は、スコラ哲学者たちのようには、福音書の普及への干渉問題やキリスト教の受け入れ反対問題などに言及していないし、サラセン人に対する戦争における非常な残虐行為を正当化することもしてはいない。しかし、やはり、サラセン人を政治上の敵とは見なしているので、異教徒との条約締結については、キリスト教の勢力拡大に貢献するか、或るいは、通商問題を条件とする場合にのみ許されるということになるのであろう（だがこれは明らかに昔のイタリアの慣行の弁護である）。

きわめて有意義なことは、ジェンティーリが、戦争は、ヴィトリアが容認しているような言い訳のできる無知のためだけではなく、客観的にも、双方にとって正当であり得ると述

べることによって、スコラ哲学者の教義から出発していることである。ジェンティーリは、正当性の程度には違いがあり得ることを付け加えており、更には再び、アルシアタス（訳注・十六世紀のローマ法研究者）を引用しながら、彼は、捕虜や戦利品などに関する戦時における交戦国の権利は、戦争原因の正当性とは無関係であると考えている。ジェンティーリは正戦説が彼の理論のもとで、どのような法的意味を保持しているかを絶えず熟慮し続けているが、やはり、アヤラのように前途に光明を見い出している――そして、この問題は二十年以上も後になって、スアレスがヴィトリアを拠り所にしているという事実によって例証されるような成り行きを辿るわけである。それに、ジェンティーリもまた、婦人や子供、聖職者、その他の集団を戦争の恐怖から保護することは、彼らが戦争の開始に関して〝潔白〟であるということよりも、むしろ、主に昔の著者たちから引用した人間性という、より広汎な立場に基づいて、正当であると弁護している。

ジェンティーリのスコラ哲学的伝統からの離脱は、彼の考証の中に著しく反映されている。事実、彼は、時々、聖書に言及し――特徴として旧約聖書に対するカルヴィン主義的偏愛を伴っている――神学者の中では、プロテスタントにとっても最高の権威である聖アウグスティヌスに言及している。しかし、これらは、例外であって、どちらかと言えば、宗教とは無関係な学問――法律、歴史、哲学――が、ユスティニアヌス法典やバルドゥス（訳注・イタリアの法学者。バルトルスの弟子、ローマ法大全の註釈者）と共に前面に目立っている。ジェンティーリは、歴史家に、特別、重点を置いているが、それは、彼の教義を擁護するために、主に古代の著述家や、それ以後の彼の時代に至るまでの著述家から集めている歴史上の実例を引用することを彼が熱心に望んでいることから窺われる。近代的な考え方からすれば、彼の考証には、しばしば、無理があるが、しかし、彼は、前任者たちの業績をはるかに凌駕することによって研究領域を拡大しており、彼の博識は本当に立派なものである。

しかしながら、彼の論理の神学的基盤は、必ずしも明確ではない。外交使節に関する彼の論文は、ユスティニアヌス法典の権威に依存していながらも、他方で、彼の戦争法に関する著作は、（時折、彼の初期の論文で言及していた）自然法を主に援用している。そして、彼は、その主題に関してユステ

ィニアヌス法典が不完全であっことを序文の中で認めている。それにも拘わらず、同じ著作の中の他の場所では、ユスティニアヌス法典が、自然法や万民法と全く異なったものではないと確言されているのである。更に、例えば、征服の法的効力や条約の拘束力について、ユスティニアヌス法典のローマ的思考の典型である相続人の〃包括相続〃という考え方を応用してもいるのである。他方で、彼は、自然法を〃神授によるもの〃と呼んでいるが、しかし、この点に関して、彼は、明快ではないし首尾一貫していない。確かに、彼の自然法は、スコラ哲学者たちによって展開されたような道徳規範を完備した充足体ではなく、それは或る健全なる知性が、単にわれわれに向かって、〃明白なるもの〃として教えているものにすぎないのである。

しかし、もっと曖昧なのは、万民法に対する彼の考えである。彼は、時々、それを自然法と同一視しているし、他の場合には、それを自然法からの一派生物として扱っている。明らかに万民法に対する彼の考え方は、国家間の法というよりも、むしろ、普遍法という捉え方である。確かに彼の論文は、今日では〃国際法〃と呼ばれている問題に関係しているが、しかし、それらの問題の背後にある一般的な考え方を明確にする試みが、ほとんどなされていない。世界的規模の社会について、彼は、しばしば言及しているが、それは明らかに人類のことであり、中世的な意味における人類の道徳的社会のことである。同時に彼は、多分に、中世のイタリア法学者たちが所有していた伝統的な概念の影響と、彼が非常に崇拝していたユスティニアヌス法典を中心とする普遍的な世俗法の影響の下に置かれているが、戦争に関する彼の著作の発端が学問的な式典（訳注・一五八八年、オックスフォード大学学位授与式記念講演）に由来していたということが、その問題を大学で彼が代表している学問に照して取り扱うという着想を示唆していたのかもしれない。しかも、ローマ法を強調するにあたっては、既に見たように、国際法についてのイギリス的概念に完全に従っているのである。

死後の出版である『或るスペイン擁護者の弁明』――それは、国際的、かつ、国内的に重要性をもつさまざまな法律問題についての抗弁や所見を収録したもの――には、特別の考慮を払う必要がある。その参考文献は、ローマ時代の資料よりは、むしろ、新しいフランス、イタリア、ドイツ、その他

のヨーロッパ大陸のローマ法に関係する著述家から引用したものが圧倒的に多く、法律とは無関係の著作への言及は、きわめて稀少である。このことは、論議を、一層、法律的、かつ、簡潔たらしめている。ジェンティーリは、当時、航海術の改良や、アメリカ大陸、その他の大陸の発見によって急速に需要性を帯び始めた海事公法（public maritime law）の問題を特に考察している。彼は、領海に対する排他的権力（daminium）を沿岸国の主権者に留保するのみではなく——これは、その後の政治的、ないし、学説上の発達によって強化された見解である——沿岸国が支配する領海の通常範囲を百マイルまで拡大するという極端な立場を彼は執っているが、実際には、それに反して、大砲の着弾距離、または、三マイルが後に一般に認められるに至った。更に、ジェンティーリは、公海において、排他的権力とは区別された漠然とした〝裁判管轄権〟を主権者に認めているが、この〝裁判管轄権〟は主権者をして、海賊に対する措置を執ったり、その他の船乗りに対して、一見したところ、あまり明確ではない権限を行使することを可能にするものであった。この点で、明らかに、彼の見解は、大海軍国イギリスの利害と完全に一致している。

また、ジェンティーリの自己満足とも言える態度が商船の捕獲に関する論じ方の中にも現れているが、私掠船による商船捕獲という方式は、普通の慣例化した戦闘手段であり、かれの『戦争法論』の中でも合法的として認められている。しかしながら、『或るスペイン擁護者の弁明』の中で、オランダの私略船乗組員が敵船捕獲許可状によってスペイン人から捕獲した戦利品について検討する段になると、彼は、オランダ人を海賊として公然と非難し、これに関連して、彼は、オランダ人がイギリス人（スペインと平和状態にある）によって公海上で抑留されてイギリスに連れて来られた場合について、〝裁判管轄権〟の概念を利用しているのであるが、それが、つまり、彼の言う〝裁判管轄権〟の行使として、彼が解釈している作用の一つである。ジェンティーリは、海賊を無法者とか人類共通の敵というような激しい言葉でもって非難しており、どのような人が海賊から、品物を直接・間接に購入しようとも、その品物が海賊から出ていることに対する蓋然性な無知とは無関係に、その品物に対する権原を取得することはないとしている。ここにおいて、イギリス人がチュニスで海賊から品物を購入した事件では、そのイギリス人たちは、品

物を、海賊の犠牲者であり、かつ、彼の依頼人でもあるスペイン人に譲り渡す義務がある、と彼は主張している。しかしながら、同じような状況において、犠牲者がヴェニス人であり、しかもイギリス人の依頼人によってジェンティーリの意見が求められていると思われる場合には、彼は、むしろ、理由を歪曲して、これとは反対の結論に到達しているのである。

それにも拘わらず、全体として『或るスペイン擁護者の弁明』は、国際法の分野におけるジェンティーリの著作を、より完全で、より価値のあるものにしており、この作品は、海法上のさまざまな問題や手続き問題についての彼の才能を示す論議とは別に、円熟した経験に基づいて、万民法上の、新しい始まったばかりの概念を提示しているのである。イギリスの海事審判所からの控訴を審理する裁判官の中に、コモンロー担当の法学者を入れるべきか否かという問題が生じたとき、案の定、ジェンティーリは、これらの控訴裁判官という職をすべて〝文民〟に留保させることを望んだが、彼はまさしく、その時代のイギリスのコモンローが、外国人を巻き込んだ訴訟や海上の事件には適しておらず、このような状況にあっては、「誰もが、民法の中で見い出されるような万民法に従って裁かれることで満足するであろう。」と指摘した。そして、王の勅令において控訴裁判官に、われわれの法を執行するように要求することは、何ら困難なことではない。「何故なら、〝文民〟であっても彼らはイギリス民法を適用しなければならないからである。」とジェンティーリは主張した。ここにおいて、国際法が〝属地法〟(the law of the land) であるという後代の考え方の初期の発想が現れているのである。こうして、結局、ジェンティーリは、彼の言う万民法の係留地を見い出したように思われる。

ジェンティーリの全作品には、激しい論争的な緊張が浸透しており、われわれは、彼の神学上の争いに関与する必要はないのだが、しかし、それにしても、国際法に関する彼の著述においては、彼は、絶えず喧嘩腰である。彼の辛刺な絶好の攻撃目標は、フランスに発生して非常な成功を収めていた同時代の人文主義的ローマ法学派であるが、それは彼が、彼と同国人のバルトルスやバルダスの名前と関係するスコラ哲学的思想学派に熱烈に肩入れしていたからである。戦争法に関する彼以前の(世俗の)著述家に対して、ジェンティーリは「少なからず軽蔑する」と明言しているが、これは、べリ

のような著者に関しては不適切な批判である。彼は、コモンロー専門の裁判官に我慢が成らず、例外なく彼らを三百代言(leguleí)と呼んでいるし、エラスムス(訳注・一四六五～一五三六。オランダの人文主義者。「知痴神礼讃」で有名)を「気違いじみた半可通」であるとしており、カトリックの君主に至っては、欺瞞的な二枚舌という言葉でもって非難されている。また、ジェンティーリは、約束の如何に関係なく、その義務を放棄するのが教会の確立された慣習になっていると主張することにより、高位聖職者と契約を結ぶことに対して警告している。

ジェンティーリの著作は、長い間、ほとんど認められていなかった。数世紀にわたって、彼は、あちらこちらで、専ら国際法に関する著述の中で言及されていただけであるが――その大部分はイタリアにおいてであった。グロチウスは彼に負うところ大であり、その事実を認めているが、しかし、ジェンティーリの作品の価値を下げるような、しかも、部分的には不公正な批判を加えており、それが後の世代の判定にかなり影響したかもしれないのである。十八世紀の指導的な著述家たちの中でも、とりわけ、ヴァッテルは、ジェンティーリに言及していないし、イギリスの裁判所や他の裁判所でも彼の著述は引用されることがなかった。だが、オックスフォード大学のローマ法の勅任教授に成ったT・E・ホーランド(Thomas Erskine Holland, 1835～1926)が、彼の先任者ジェンティーリの著作を、輝かしい就任講演のテーマに選んだ一八七四年に、突如として熱烈な復活がもたらされた。その講演は、イタリアですさまじい反響を呼び起こした。ジェンティーリの記念碑を建立するための委員会が、国際法のイタリア最高の権威者マンチニ(Mancini)を議長に、皇太子(後のウンベルト国王)を名誉会長にして創設され、街々の通りにはジェンティーリにちなんだ名前が付けられ、巡礼の旅がサンジネシオにある彼の家族の邸宅にまで行われるようになった。そして、マチェラータ大学(訳注・中央イタリアのマルチェズ地方の大学)にアルベリコ・ジェンティーリ王立研究所が設立させた。ジェンティーリに関する多くの論文や論説が出版され、一九〇八年には、サンジネシオで彫像の除幕式が行われたが、ジェンティーリの肖像画は残存していなかったにも拘わらず、その彫像は、イタリアの法学博士(Juris Civilis)の盛装をした青年時代の姿を想像したものになって

いるのである。(皮肉なことに、ジェンティーリの記念像建立運動は、一八九六年、まず先に、デルフトでグロチウス像を建立させることになってしまったが、それは、オランダ人が、まさにグロチウスのほうこそ記念碑の建立の資格があると主張するようになったからである。)

ジェンティーリへのイタリアの称賛は、疑いなく彼の著作についての幾分かの過大評価と誤解とをもたらした愛国的動機によって動かされたし、また、動かされている。彼は、イタリアの自由主義者たちによって自由な思想家と表現されたし(彼は、実際には、そうではなかったが)、国家間の平和と協調を説く高遠な先駆者として表現されたが、――これは、議論の余地がある問題提起である。だが、カトリック教会は、断固、彼に反対する側に立ったし、記念すべきイタリア百科辞典(Encyclopaedia Italiana)の中でも、僅かに簡単な配慮がジェンティーリに施されているにすぎないのである。したがって、実際問題としては、少なくとも彼は、イタリアよりもイギリスのほうに属していると言えるのである。

イタリア以外でも、ジェンティーリへの関心の復活は、近年、とみに顕著になっている。国際法に関する彼の三つの著作が、再発行されたり、国際法古典全集(Classics of International Law)の中で翻訳されたり、また、一九三七年には、オランダの女流法学者ヘジーナ・H・J・ファン・デル・モーレン博士(Dr. Gezina H. J. van der Molen)が、英語の論文で彼の記念を讃えたが、これは、国際法の分野における一著者に関して書かれた最大の伝記である。

実際、ジェンティーリの業績は、すぐれていた。彼は、神への敬虔な信仰者であったが、国際法の世俗化を大胆に開始し、広く実行した。それは同じ理由で、彼は、道徳的な解釈から法律的な論述へと力点を移行させ、適切な情報に基づいて新しい分野を開拓して行った。こうしたすべての業績によって、国際関係への法的研究を彼は大いに拡大することになった。だから、彼をおそらく、国際法における非宗教的な思想学派の創始者として、呼ぶことができるかもしれないのである。

しかしながら、ジェンティーリの偉大な功績にも拘わらず、もし、彼の作品が、彼の同時代人や、或るいは、その後の世代に、あまり感銘を与えなかったとすれば、その説明は、彼の教義に深甚な根拠が欠けていることと、彼の或る種の個性

的な欠陥とに求められなければならないであろう。彼は、あまりにも論客であり、あまりにも唱導者でありすぎたのである。そのため、ジェンティーリの著述は、国際法上の大義の進歩を左右する道徳的な衝撃を与えるまでには至らなかったのである。ジェンティーリには、ヴィトリアのような高邁さがなく、ましてや、次節で見るグロチウスのような高邁さは備わっていなかったのである。

フーゴ・グロチウスの生涯

一五八三年にデルフトで生まれたフーゴ・グロチウスは、カルヴィン主義の非常に高貴で教養のある家系の子孫であった。彼の父ヤン・デ・フルートは、さまざまな分野の学者であったが、時にはデルフトの市長になったり、ライデン大学（訳注・オランダのライデン市の一五七五年創立の大学）の評議員（理事）になったりした。彼の順調な少年時代の外的な環境に加えて、彼は神童であった。七歳のときに、彼は弟の死去にあたって父を慰めるためのラテン語の（今でも保存されている）詩歌を作った。十一才で、ライデン大学に入学したが――それ自体は、当時としては、あまり重要な意味をもつものではなかった――三年後に数学と哲学と法律についての正式な論文を提出して、そこを退校した。その間、彼はラテン語とギリシア語で、幾つかの詩を作り刊行を準備して、二年後に出版したが、それは、古代のラテン語の著述家マルティアヌス・カペラ（訳注・五世紀のカルタゴの人）についての寓話詩であった。彼の名声は急速に広まり、十五才の時にはオランダ使節に同行して、フランスのアンリ四世（訳注・一五五三～一六一〇。ブルボン家の始祖。ナントの勅令とシュリの登用で有名）の宮廷に連れて行かれたが、王は、彼を指差して「オランダの奇蹟」と言ったとされている。しかも、オルレアン大学（訳注・パリ南南西のロアール川沿いのオルレアンにある大学）は、彼に法学博士の学位を授与した。十六才で、彼はオランダで法律の実務に就くことを認められたが、しかし、古典文学の分野で、さまざまな研究に専念することになった。十八才のとき、ラテン語で悲劇『流浪のアダム』を書いたが、それは一八三五年になってやっと英語に翻訳された。一六〇三年には、彼は有名な学者たちに優先してオランダの史料編纂員に任命された。

彼は、ジェンティーリや後のビンケルスフークと同様に、

むしろ、偶発的な法律事件を通して国際法に関係するようになった。それは、珍しいほど含蓄と重要性に富んだ事件であった。オランダがスペインと戦争状態にあった一六〇一年、オランダ東インド会社の小型船隊が、マラッカ（訳注・現マレーシア西南部）近海でポルトガル船を捕獲したが、当時、ポルトガルはスペインの支配下にあった。その船は、高価な積み荷と共にオランダに連行されて、そこで、完全な戦利品として売却されたが、この行為に対してその会社の株主たちは、キリスト教徒は戦争をしてはならないという理由や、その他の高遇な原則を理由にして反対した。そこで、東インド会社は、若きグロチウスに、そうした反対理由についての彼の意見を求めたものと思われる。彼は、『捕獲法論』（De jure praedae）という題名で、一六〇四年と一六〇五年の冬にかけて彼の所見を作成し、その中で、彼は、基本原則を深く追求することによって、その会社の行為を擁護したが、その研究の中の、すばらしい一章が、一六〇九年に『自由海論』（Mare liberum）という表題で出版された。しかし、それ以外の部分については、グロチウスは、その評論の出版を差し控えていた。そのため、その評論は、一八六四年になるまで発見されなかったが、彼は、既に国際法に精通していたし、国際法について の明確で、しかも、大部分が哲学的な概念を考え出していたので、その評論の骨子は、やがて、彼の偉大な作品へと組み込まれて行った。しかし、その前に、彼は、波乱の多い悲劇的な年月を過ごさねばならなかった。

一六〇七年に彼はホーラント、ジーラント、フリースラント各州の財政の主任調査官に任命され、それによって、幾分かイギリスやアメリカの法務長官の地位に匹敵する高位の影響力の大きな地位を取得した。新しい職務の重責にも拘わらず、彼は、広汎な学問上の対応のためばかりではなく、二つ目の宗教悲劇『キリスト受難』の作成のためにも、時間を見い出していた。その悲劇は、同時代人、および、その後の著述家たちによって高く評価された作品であるが、それ以外に、ホーラント初期の歴史である『古代バタビア共和国論』（Liber de antiquitate republicae Batavicae）という政治史的研究もまた同様に賞賛された。それは、彼が仕えた州や階層の歴史的な年輪とそれに対する尊厳を強調し、貴族的なオランダ自治市民によって代表されるような貴族政治の利益を力説していた。彼の論議は、オランダの統一に対する抵抗を示唆し

の追従者を有利にするようなものであった。と言うのも、三部会を支配していたホーラント州の貴族たちが、主にアルミニウンスの教義の側に心を傾けていたからである。しかしながら、正当カルヴィン主義が優勢を示していた他の多くの州は、国家的な宗教会議を通して解決することを要求した。その宗教会議の要求は、国家の統合を志向していたため、それは準君主的立場を享受していたオレンジ家のモーリス公(Prince Maurice)によって支持されることになった。彼の政敵であり旧友でもあったオルデンバルネフェルト(Oldenbarneveldt)が、もう一方の党派を率いていた。グロチウスは、アルミニウス派のきわめて自由な宗教上の所説に好意をもっていたが、しかし、問題は、今や、主として政治的なものになってしまっていた、彼自身が、ロッテルダムの年金受給者として重要な一員であったホーラント州の三部会側に熱心に味方することになった。こうして彼は、オランダ国内史の中でも、最も危急存亡の闘争へと、無鉄砲に、しかも、危険に全く気付くことなく突入して行ったのである。グロチウスの注目すべき加入により、ホーラント州の三部会が内乱の準備を指示する手段を執り、そして交渉が失敗に終わったとき、

ていたが、オランダの統一は、不可避な歴史の道程として、当時、オレンジ家の指導のもとに進行していたし、国の不安定な国際的立場からも急を要することであった。この本もまた非常に成功したが、自国語への翻訳が必要とされるに至ったのは、一七三七年になってからであった。

一六一三年に、グロチウスは、ロッテルダム市の年金受給資格者、すなわち、オランダ第二の都市の代表者であり交渉者であるという、これまで以上に傑出した職にまで昇進した。同年、彼はオランダ外交使節団の一員として、イギリスに行ったが、このことは、彼にとって、個人的にも、また、その他の点でも、好結果にはならなかった。と言うのも、この時の慎重な政治的判断を欠いた振舞いが、間もなく、彼にとって致命的なものになってしまったからである。

人間の精神上の運命は、あらかじめ造物主によって予定されているというカルヴィン派の運命予定説に対するオランダの神学者アルミニウス(Arminius)による非難は、政治的な性格を帯びた猛烈な論戦へと発展した。統合州の中でも最大であったホーラント州の三部会は、みずから、その論戦を解決することを企てたが——その執った措置は、アルミニウス

モーリス公は一撃を加えてきた。彼は、一種のクーデターによって特別裁判所を設立させて、純粋に政治的な立場から、オルデンバルネフェルトには死刑を、グロチウスには禁固刑を宣告したのである。そのため、グロチウスは、ローベスタインの古い要塞に連行された。囚人としての彼は、非常に強靭な性格を発揮した。図書の使用が許されていたので、彼は監禁のほぼ二年以内に、永続的価値をもった二冊の著書を書き上げた。その一つは『オランダ法学入門』で、それは二十世紀においてさえ、特に南アフリカで使用されていたほど、ローマ法的オランダ法の優れた教科書であった。ローベスタインにおける彼の著作活動のもう一つの成果は、『キリスト教の真理』という小論文で、それは、主に航海者に向けて、キリスト教という宗教の本質的教義と他の宗教の教義とを対照させて平易に説明したものであった。この本は世界的に有名になった。原典はオランダ語で書かれていたが、それは、アジアを含む多くの国語に翻訳された。そして、十九世紀に至るまで、何度も再版され、英語版だけでも十四版になったほどである。

一六二一年三月に彼の監禁は、大胆な逃亡によって終了したが、そのスリルに満ちた事件については、既にこれ迄、しばしば書かれてきている通りである。グロチウスは、多数の書物を大きな箱に入れて、友人から借りたり返したりすることを認められていたが、グロチウスと監禁生活を共にすることを認められていた彼の妻は、閉じた箱の中で、グロチウスを寝ることに慣れさせてから、好機を捉えて、彼を箱の中に入れて、友人たちの処まで移動させ、その後、石工に変装してブラバント（訳注・オランダの南部地方）まで逃亡させることができた。そこから彼はフランスへ赴き、そこで国王や友人たちによって歓迎された。準備の後、一六二二年の末に研究活動が開始され、そして、一六〇五年の評論を活用することによって、彼は、一六二三年と一六二四年にかけて、大作『戦争と平和の法』（De jure belli ac pacis）を執筆し、フランスのルイ十三世に捧呈した。当時、三十年戦争が猛烈な勢いで荒れ狂っていたので、グロチウスは、彼の学殖深い研究に基づいた説得力を通して、法と平和の回復に寄与することを希求し、法律学、哲学、神学の力を動員しようとした——が、そのすべてが彼の自由に駆使できるものであった。同時に、その頃の彼は、何の地位も無い亡命者であったので、

公職に推薦してもらうことを考えていたかもしれないのである。

彼の作品は、すぐにも高い賞賛をもって迎えられた。それにも拘わらず、グロチウスは、特に本国帰還の試みが失敗して以来、激しい失意と意気消沈の時期に入らざるを得なかった。だが、ホーラント州で——どちらかと言えば、人目を避けて——数年間を過ごした後、ドイツで、彼は、遂に彼の気位と野望にふさわしい地位を手にいれることになった。つまり、一六三四年にスウェーデンの宰相ウクセンシェルナ(Oxenstierna)が、彼をパリ駐在スウェーデン大使に任命したのだが、それは、グロチウスの著書を非常に尊敬していたグスターヴ・アドルフ国王(一六三二年逝去)の意を汲んだものであった。

三十年戦争の推移が原因して、一層責任が倍加した、その高い地位に、グロチウスは、十年以上もの間、留まっていたが、しかしながら、彼は、ますます、神学上の問題と係わるようになっていたので、常にキリスト教会の再結合を彼の直面すべき目標としていた。その間、彼はまた、多方面にわたる歴史研究や詩歌、それに、外国の学者との幅広い文通にも熱中した。そのため、大作の改訂を除いては、彼は、国際法の研究には戻らなかった。或る程度、その問題は、彼にとって抹消的なものになっていたように思われる。彼の生涯の最後の二十年間に出された他の数多くの出版物は、聖書の注釈の中に歴史言語学的な方法を導入したことによって功績があるとされた福音書の注釈を除いては、あまり賞賛を受けはしなかった。その後の彼の幾つかの著述は、まさに好ましくない批評を喚起することとなった。例えば、アメリカ民族の起源に関する短編の小冊子の中で、大洪水の後の地球上の再定住を説明するために、実際、奇妙な推測を提案していることは事実である。その小冊子の結果として、彼は、ひどく不運な目に遭遇する論争へと巻き込まれるに至った。

グロチウスは、大使としても成功はしなかった。法学者として、また、学者として、比類の無い権威者であるにも拘わらず、また、フランス国王の個人的な好意にも拘わらず、彼は、フランス政府と満足な関係を樹立することができず、リシュリウ枢機卿(訳注・一五八五~一六四二。フランスの政治家。宰相。アカデミー・フランセーズ創立者)は、スウェーデン政府に対し彼の召還を何度も要請したほどであった。

彼は、外交官として望まして適応性を欠いていた上に、さまざまな学問上の探究と教会の再結合のための闘いに深入りして夢中になってしまったので、職務に十分専念することが、ほとんど不可能になっていたのである。彼についての根拠の疑わして一つの逸話があるが、それはあまりにも彼の特徴をよく示しているので省略してしまうには忍びないので、ここで挙げておくと、フランス国王による大使たちの歓迎会（レセプション）で、グロチウスは、窓の壁（へき）がん（訳注・花びんや彫像を置くための壁のくぼみ）の傍に立って新約聖書の要約版を読み耽っていたと言われている。スウェーデン政府は、グロチウスを説得するため、特別の交渉家をパリに派遣することによって、間接的に彼に不快を表明したが、結局、一六四四年に彼を召還することになった。ストックホルムでは、非常な名誉をもって扱われたが、しかし、もう、他の職が提供されることはなかった。新しい仕事も手に入らず、また、彼の意見を誰にも打ち明けることもなく、彼は、突然、船でスウェーデンを離れたのだが、ポメラニア（訳注・バルト海のドイツのポンメルンとも呼ぶ地域）の沿岸で船が難破してしまったのである。疲れきったグロチウスは、無蓋馬車に乗ってリューベック（訳注・バルト海のドイツの重要な港町）に辿り着こうとしたが、最早、ロストック（訳注・ドイツのメクレンブルク州の商工業都市）よりも遠くへは行けなかった。そして、そこで、ルター派の牧師から最後の精神的な慰めを受けながら、一六四五年八月二十九日に死亡したのである。こうして偉大な人物が、外国で只一人、肉体的に破滅しきって台無しになってしまった生涯に終りを告げたわけであるが、それは、深い哀れみを誘う生涯のきわめて象徴的な結末であった。彼は、常に政治家として人間の運命を形成をすることに押さえがたい衝動を感じていた。早熟な子供にしては奇妙なことに、彼は、著作の中で巧みに選択した献題を通して、政治的に影響力のある人物との接触を確立することを切望していた。しかしながら、最も奥深い部分の潜在的な性格としては、彼は、やはり、学者であり、ほとんど夢想家に近い理想主義者であった。彼に欠けていたものは――彼の生涯の重々しい不運が、それを裏書きしているように――事実と力に対して現実主義的に評価する才能であった。教会の再結合のための彼の熱烈な闘争以上に、彼の特徴をよく示すものはない。その闘争は、彼の宗教上の熱情と理想主義とを立証しているが、しかし、

実際的な判断力を立証するものではない。実際、彼の努力は、結果的に、ゆゆしい誤解と激しい敵意とを、彼にもたらしただけであった。彼は、臨終の際に、こう言ったとされている。すなわち、『私は多くのことを手がけてみたが、何一つ完成させなかった。』と。このように言った人物が、学殖の深い博識な作品によって、近代における他の如何なる法学者や法哲学者以上の世界を描き出したのであって、そのことは、たとえもし、歴史に関係する作品が無かったとしても言えることであり、しかも、彼に対して、彼の世代は多大の賞賛と名誉とを与えたのである。彼の自作の碑文は、まさに人の血を湧かすような表現になっている。

『このフーゴ・グロチウスは
バタビアの虜囚にして
追放者であり、かつ、
偉大なるスウェーデン国王の
大使であった。』

〝虜囚と流浪〟――これが、彼を最後まで痛めつけた損傷であった。しかし、彼は、それに逆らって、恰も彼の同国人を恥ずかしめるかのように、虜囚と流浪という目立った体験を並列させながら、声高に『偉大なるスウェーデン王国の大使』と叫んだのである。このように、最後の力作において、彼は、何が彼の欠陥であったかということの記憶を、永久にとどめようと試みたのであったが、歴史は、彼が、みずからに公正であった以上に、グロチウスに対して公正だったのである。

フーゴ・グロチウスの著作

グロチウスの偉大な作品は、本質的には、彼の先輩たちにとっても最高の関心事であった戦争法に関する論文である。キケロの表現に倣って、グロチウスは『戦争と平和の法』（De jure belli ac pacis）という標題を選んだが、しかし、平和の法を戦争の法と対等に扱うという近代国際法関係の論文の方式というよりは、むしろ、平和の法を戦争の法に付随するものとして扱っている。その作品は、伝統的な方法でもって正戦の問題を中心に据えており、彼の主だった見解を概説していて多大な賞賛を博した序文（Prolegomena）に続いて、その簡潔な第一巻には、法や戦争についての基本概念に関する

論文が含まれている。第二巻は、戦争の正当原因に関する考察に当てられており、第三巻は、現実の戦闘行為における〝正当性〟を解説している。第二巻では四つ折り判で六三〇頁もある内の半分以上に、契約、売買、利子、共同経営、不法行為、損害、家族関係というような私法上の話題を扱ったかなりの部分が集中しており、そのすべてが、〝自然法〟の観点からの思弁的方法で扱われている。また、若干の国内公法の問題点——憲法や刑法——も、その中に含まれている。

結果として、その作品は、合成的であり、かつ、不調和である。特に、私法の部分は、戦争や平和の法とほとんど関係がない。グロチウスは、このことに気付いていたので、その作品の副題を『公法の原理と共に自然法と国際法の原理を説明している』として明確にしているが、しかし、明らかに、この広範囲にわたる副題は、本題と調和してはいない。グロチウスは、スコラ哲学者の法理論を踏まえて、彼の標題の拡張を正当化しようとしたが、そのきわめて奇妙な特質を回避するため、彼は、戦勝君主に裁判官の役割を帰属せしめていないのである。しかし、彼は、戦争というものを、侵害された権利を擁護するための一種の行動であると考えている。ここにおいて、戦争の正当原因の考察は、正当な〝行動原因〟についての一般的な考察へと巧みに転じているが、グロチウスの説明には、どうも無理が見られる。私法に関する章は、グロチウスが、捕虜法に関する原稿と共によく利用した初期の原稿から採られたものと推測されているが、この憶測は穏当であるし、その推測は、グロチウスが、如何にして、このような大型の深みのある作品を、ほぼ二年位で完成することが出来たかを説明するのに役立つかもしれない。私法に関する章が、初期の原稿から採られたとしても、決して長所が無いというのではない。グロチウスの時代には、ヨーロッパ大陸では、ローマ法が一般に権威あるものと考えられていて、それが、いまだ、立法によって新しい状況に順応させられてはおらず、いわんや、法典化によって調節させられてはいなかったために、〝自然法〟の角度から、すなわち、合理性の観点から、私法上の重要問題を説明することが真に必要とされていた。その仕事に着手するにあたって、グロチウスは、事実上、未開発の分野に立ち入らざるを得なかったわけであるが、その方面の彼の作品は、われわれの研究範囲を越えたものである。

体系と考証に関して、グロチウスは、ジェンティーリに負うところが大であったし、内容において、また、立論の方法において、彼は、スコラ哲学者の影響を非常に受けている。グロチウスは、道徳神学を高く評価する言葉を用いており、また、しばしば、ヴィトリアから引用している。スコラ哲学的教義の基本原則が彼の作品の中で慎重に考察されており、前述したような彼の論文の全体的な意図の基礎になっている正戦説に加えて、神授法、自然法、万民法、市民（国内）法のようなスコラ哲学者におなじみの概念が徹底的に分析されている。グロチウスは、それらの細別、根源、相互関係、共通基盤について、特に正義という考え方を視点にして探究しており、彼の論文の各部分は、法の一般的、かつ、広汎な哲学を表現しているので、本書の目的のためにも、その二、三の重要な点についてだけは検討してみなければならない。

われわれが知っているように、スコラ哲学者は、自然法を神から授けられたものと考えていた。グロチウスは、彼らに反対はしなかったが、しかし、彼の有名な記述によって、すなわち、たとえもし、『神が存在しないとか、或るいは、人間の問題は神に関係がないというような極端な邪悪さ無しには認められないもの』であっても、自然法は妥当するであろうと述べることによって、自然法を神学から除外しており——それは彼が心底から感じていた神への信仰の告白に伴なう意思表明であった。グロチウス以前のスコラ哲学者の中にも、時々、同じような仮説的な言い回しを思い切って使う人がいたが、しかし、それは、あくまでも、弁証法的な手段としてのみであった。グロチウスの意思表明は、彼が個人的には嫌悪を抱くものでありながら、自然法の世俗的性格を意味する一つの可能性を、学者として止むを得ず認めざるを得ないと、感じ取っていたことを意味するものと理解されなければならないし、また、そう理解されていたが、こうした彼の説く自然法の性格は、彼が神学上の何のこじつけもせずにアリストテレスを信奉しながら、自然法を心理的命題である人間の社交性に基礎付けており、これが、われわれが、グロチウスの自然法を合理性の法則と呼ぶ所以である。したがって、真の神授法というものへの彼の学問体系は、ほとんど残されなかったのである。

他方で、万民法は、既にスアレスを含む多数のスコラ哲学者によって〃人間的なもの〃として考えられていたが、グロ

チウスは、万民法を、今や、明確に国家間を意味する inter civitates（国家相互）の法として定義している。しかし、彼は、それをスアレスのように規範性の少ない問題としては表現していないのである。むしろ、全く反対に、彼は、万民法に対して、国際関係における広い有効範囲、つまり、おそらく、自然法に対するよりも広い範囲を認めているのである。他方で、彼は、その用語を依然として昔の普遍法という意味で、時々使っており、その点でスアレスがしたほど明確な使い分けをしてはいないのである。

本質的には、自然法と国際法の二分が、グロチウスによって主張されており、彼は、全包含的な国際法についての概念を抱いている。『プロレゴメナ』（Prolegomena）の第一節で、彼の計画の主要目的を述べているが、そこで、彼は、幾つかの民族（populos）間、ないしは、その支配者（rectores）間の相互関係に関する法について語っている。この記述は、彼が考えている国際法についての双方の分野を包含するものであるが、しかし、彼は、二度と、その議論に立ち帰っておらず、いわんや、それを単一の専門用語で要約しようとはしていないのである。

以上に概観したようなグロチウスの国際法は、用語がどうであれ、実質的に全体が不統一であり、しかも、根本的にスコラ哲学者の考え方とは違っていた。キリスト教の理念によって示唆を受けながらも、それは、あらゆる点で非宗教的であった。まさに、ジェンティーリと同様に、法王と教会とは、彼の学問の中で法的な位置付けをもってはいなかった。しかしながら、グロチウスは、スコラ哲学者との関係を断ち切りはしなかった。また、ローマ法学者に非常な重要性を置いていたが、それは、彼らが、しばしば自然法の法則にとって最適の論拠を提供し、自然法と国際法にとって有利な証拠物件を供給しているという理由からにすぎなかった。したがって、彼は、ジェンティーリほどには、『ローマ法大全』に頼ってはいなかった。むしろ、彼は、きわめて広範囲にわたって、哲学、伝統、道徳的信念というものに基礎付けられた自然の条理に依存していた。

グロチウスの非宗教的な研究態度（アプローチ）は、彼の寛容さと密接に関係していた。既に見たように、十六・七世紀のカトリックの著述家たちは、プロテスタントを異端者として——つまり、この上なき過酷さをもって戦うべき忌まわしい敵として考え

ていた。プロテスタントの著述家たちの態度も同様であった。しかしながら、宗教戦争が最も荒れ狂っていた時代の敬虔なプロテスタントの著述家であったグロチウスは、カトリック教徒の感情を害するような言葉を慎んでいた。これは抜け目のない駆け引きではなく、キリスト教会の再統一のための彼の願望と抱負の現われであった。この意味で、彼は、無宗派であったか、宗派を超越していたかのいずれかであった。彼の寛容さは、更に徹底していた。一方で、キリスト教諸国間の特別の絆なを認めながらも、彼は、サラセン人や他の異教徒に対する差別待遇に反対した最初の著述家であったし、彼らとの条約の締結さえも異議なしと考えていた。そして、非キリスト教徒との関係は別としても、彼の国際法の学説の普及は、それが、事実上、または、形式上、プロテスタントやカトリックにも同じように受け入れられた限りにおいて、成功を収めることができた。したがって、ここにおいて再び、ジェンティーリ同様、スコラ哲学者を越えた進歩が明らかにされたことになるのである。実際、寛容はグロチウスの著作の顕著な特質になっている。

その上に、グロチウスの正戦説は、スコラ哲学的弁証法に対しての彼の嗜好だけではなく、議論の運びや歪曲の仕方によって新しい優れた成果を達成することに対する彼の嗜好を現わしているのである。一方で彼は、恰かもトーマス・アクィナスの時代と状況が少しも変化しなかったかのように、戦争の概念の中に私戦を含めており（このジェンティーリからの後退は、合資会社の交戦活動が彼の探究の出発点であったという事実によって説明されるかもしれない。）、また――ここでもジェンティーリとは違っているのだが――彼は原則論として戦争が一方にのみ正当であり得ることに同意している。しかしながら、彼は、アヤラと同様、正当性が戦争の法的結果とは無関係であることを指摘している。彼によれば、万民法のもとでは、公的な権威筋によって宣言された戦争は、交戦当事国に対して、彼らの戦争原因の正当性に関係なく敵を損傷する権利を与えているとされる。しかしながら、この権利は、本来、捕虜に関しては制限されるものであり、捕虜は、キリスト教徒間の戦争では、殺してはならないし、奴隷にしてもいけない。その上、如何なる場合にも、敵に対して誠意が保たれるべきであるとされるが――これは、アヤラとは著しく対照的な見解であり、これに反するアヤラの多くの例外

を彼は無視している。グロチウスは、中立と、後で説明するように、国内法上の問題である〝良心的兵役忌避者(conscientious objectors)〟の権利とに関して、或る意味での正戦概念を主張しているのであるが、しかし、交戦国自身については、現実の戦闘の中で容易に採択できる規則（ルール）として、今や同一の立場に置いて論じているのである。

グロチウスが伝統的な正戦説に与えた、もう一つの新しい変動は無意味ではなかった。正戦学説は、われわれが知っているように、それは戦争の概念よりも、むしろ、主に戦争の開始に関係している。そこで、グロチウスは、彼が戦争の〝節度〟(temperamenta) と呼ぶものを説明することによって、新しい道を開拓することになった。非常に説得力のある方法で、広く、かつ、詳細に述べながら、彼は、人間性や宗教や先見性のある政策などのための節制を力説した。例えば、被征服者を殺害する権利は、勝利者自身を、死や害悪のようなものから救済する必要がある場合か、または、被征服者によって犯罪が行われた場合にのみ行使されなければならない。人質は、彼ら自身が悪事を働いたのではない限り死刑に処してはならない。財産は、軍事上の必要という理由がある場合を除いては、破壊されてはならない。被征服人民にも、或る程度の自由と自治権とが委ねられるべきであり、特に、宗教上の問題については、なお更である――そして、このすべてが、被征服者の戦争原因の正当性とは無関係とされるのである。

グロチウスによる研究のお蔭で濃密になった議論の特殊な問題の中でも、海洋の自由は、目立った地位を占めている。グロチウスは、念入りな議論によって、その自由を宣言した最初の人であった。彼は、それをするに、非常な巧妙さと学識と熱意とをもって当たった。『自由海論』(Mare liberum) という素晴らしい題名の、特色のある彼の研究は、既に見たように、インド洋に対する主権を主張していたポルトガルを主な目的にしたものであったが、実際の議論の範囲は、もっと広いものであった。彼の対抗者の中でも最も著名なのは、イギリス人のジョン・セルデン (John Selden) であって、彼は、一六三五年に、『自由海論』に反対して、同じような挑戦的な題名で『閉鎖海論、または、海の支配』(Mare clausum sive de dominiomaris) という評論でもって応酬した。セルデンの教義は、一世紀以上にわたって、正式なイギリス説の

論拠として容認されるようになったが、しかしながら、次第に、グロチウスの命題のほうが、政府や法廷で優勢になって行った。したがって、『自由海論』だけでも、それはグロチウスに永続的な名声を充分に保証することになったものと思われる。

外交使節に関して、グロチウスは、国際法上の慣行に、それまで知られていなかった法の擬制、つまり、法的に大使は、彼が信任を得ている任国の領土外にいるものとして考えなければならないという擬制を採り入れた。これに関連して、グロチウスによって使われた言葉〝準領域外〟(quasi extra territorium)は〝治外法権〟(exterritoriality)説として一般に採用されたが、概して、使節法に関する彼の説明は進歩的であった。彼の見解では、大使は、接受国の刑事裁判権から全面的に免除され、重罪の場合には、大使は懲罰として強制的に本国へ送還されなければならないとしたが、こうした見解は、国際的な慣行の中で認められるようになった。民事裁判権に関しては、グロチウスは、大使の動産については、差押えを免除すべきだと宣言したが、その後の国際慣習は、治外法権についての広義の概念に従って、民事問題における免除を一層推進することになった。

ジェンティーリを陵駕して、グロチウスは、きわめて完璧な説明を加えることにより、条約に関する一般理論を公けにしたが、しかし、それらは依然として契約についての広義の概念に従属するものであった。大体において、グロチウスは、君主によって作成された条約は、その君主の後継者を拘束するものと見なしていたが——これは、ジェンティーリよりも、ずっと明解な見解であった。更に、彼は、商業民族の出身であったので、誠意や条約の遵守の重要性を強調することにより、事情変更の原則を否認した。しかし、彼は、自己の立場を限定する必要を感じて、明きらかに、彼は、現状における期待こそが、条約を締結した唯一の理由であるという絶対的な確実性がある場合には、その事情変更の原則を進んで認めようとしていたが——非合理的で不自然な提議であった。彼は、また、義務履行国を、その義務が「あまりに重大で耐え難い」ものになった場合には、その義務から解除されるものとした。

歴史的に非常に興味深いのは、中立に関するグロチウスの論述である。彼は、〝中立国〟(nentrals)という表現を避けた

が、その表現は、彼の時代には、既に、よく知られるようになっていた。しかし、国家の慣行としては、それは、曖昧な意味をもつものであった。そこで、彼は、むしろ、古典的なラテン語の medii in bello（戦時中間者）という表現を用いることを好んだ。彼は、事実上、中立の問題を法律的に分析した最初の著述家であったが、しかし、彼の時代は、まだ、それを満足に扱うまでには至らなかった。その時代の宗教戦争による激しい敵意は、〝中立国〟が公平な態度を遵守することを困難にしていたが、同時に、既に指摘したように、多くの小さな中立国の支配者たちは、自国の領土を交戦国軍隊が通過するのを防止することはできなかった。グロチウスが、正戦の概念に、法的な意味を与えることを提議したのは、ここにおいてである。中立国は、「不正な戦争原因を支持する」ことは、全くすべきではないと彼は感じていて、それによって、ジェンティーリ以上に、〝正当〟原因に対する支持を示唆することになった。だが、それに加えて、グロチウスは、公正な交戦国には、中立国の領土を通過する権利を認め、更には、不正側の機先を制するため、中立国の領土内の地域を手に入れる権利さえ認めたのだが、中立法への、こうした正戦説の注入は、中立についての法的な学説同様に、後の国家慣行において受け入れられはしなかった。

グロチウスの功績が、時々、誇張されていることは疑いないし、特に十九世紀には、しばしば、彼は、自然法の創始者であると言われていたが、勿論、これは、とんでもない思い違いである。他方で、彼に対して激しい非難が浴びせられているが、その多くは実は正当な理由によるものである。彼の『戦争と平和の法』が全体的なまとまりを形成していないことは確かであるし、博学の顕示は、きわめて度が過ぎている。それに、論法が、しばしば、退屈であり漫然としたものになっている。もう一つの顕著な欠点――それは明らかに長所の裏返しである――は、グロチウスが彼の反対者の宗教上、ないし、政治上の感情を不本意にも煽動せざるを得なかった、その程度にある。彼は、同時代の事件へと転化している論争に巻き込まれないために、彼の考察を古代の歴史と学問とに限定しているが、これは、人文主義の時代にあっては、後の時代ほどには奇妙なことではなかった。だが、しかし、それは、彼の論法を邪魔する弱点となっている。それに、人民は、圧制的な支配者に抵抗する権利をもたないとか、それらの圧

制者に対する戦争は〝不正〟であるという、彼のわざとらして証言には、猛烈な反対が提起されており、この問題に関しては、グロチウスは、〝キリスト教国〟に対する反乱を認めなかった彼の保守主義と、おそらくは、彼のカルヴィン主義的な経歴との犠牲になっていたようである。しかしながら、この問題は、国際法とは、あまり関係が無くなっている。

ことによると、グロチウスの『戦争と平和の法』には、晩年の特殊な能力と弱さとが窺われるかもしれないが——それは、少年の時に、いわゆる幼少時代が無い人間として特徴付けられていた、この早熟な天才が、時勢に先んじて到達していた心の状態であったかもしれない。彼の生涯の最後の二十年間が、本当の意味での創作活動の衰退と、時折、奇妙な行動の原因となった一種の性格的な硬化とを示していることは注目すべきことである。

しかしながら、以上が、どのようであれ、『戦争と平和の法』は、国際法の歴史の中で画期的なものであった。実際、それは、われわれが既に見たように、宗教とは無関係で、かつ、公平であらねばならないとする近代国際法の学説を創始したものであり、したがって、まさに、グロチウスは、国際法の〝創始者〟か〝父〟として考えられてきている。彼は、すさまじい確信力をもって新しい学説を提示したが、彼の作品の中からは、理想に取り憑かれた独りの人間の映像や、真理と正義に対する敬虔で深遠なる探究者の映像、それに、慈悲と和解への情熱的で確固たる擁護者の映像とが浮かび出ており——それらは、彼の人生を通して証明される映像でもあった。そうした個人的、精神的要素が、彼の大事業の成功を物語っているのである。

この成功は、実に圧倒的なものであった。そのラテン語の原書だけでも、おおよそ、五十版になったたし、その書物は、オランダ語、英語、フランス語、ドイツ語、スウェーデン語、中国語、日本語に翻訳された（訳注・中国語訳一九三七年。日本語訳一九五〇年）。一六六一年には、自然法、及び、国際法の講座が、パラチナ（訳注・ライン川西部地方）の選帝侯によってハイデルベルク大学に創設されたが——注目すべきことに、それは、法学部と言うよりも、むしろ、哲学部であって——グロチウスの教義の解説と一層の推敲を目的とするものであった。ドイツ内外を問わず。他の多くの大学が、共に、それに追従するようになって、いろいろの要素を含んだ

問題についての長編の大論文や教科書が、グロチウスの作品の精神を汲んで出版されるようになった。プロテスタントの国々では、グロチウスの名声は確固たるものになったが、それと同様のことは、フランスにも当てはまり、フランスは、『戦争と平和の法』が一六八七年に初めて自国語で出版された国であった。イタリアでは、彼の影響は、きわめて限定されたままであったし、スペイン語の翻訳は、一九二五年まで出版されなかったが、それでもスペインにおけるグロチウスの初期の名声は、フィリップ四世が、或る地位を彼に提供した事実から窺われるのである。ウエストファリアの講和後、彼の作品は、リヴィエール（Rivier）の言葉に従えば、『ヨーロッパ国際法典』として貢献したが（Holtzendorff, Handbuch des Völkerrechts, I (1885), 405)、その名声は、ヨーロッパだけに限られなかった。ラテン・アメリカ諸国は、この当時から国際法への参加国に成っていたが、絶えず、グロチウスに最大級の評価を払っていた。翻訳が出版された範囲は、極東においてさえ、彼が権威者として見なされるに至ったことを示しているのである。

一六二五年に、その論文は、〝修正されるまで〟(donec corrigatur) という、実際には無意味な但し書付きに緩和されていたが、カトリック禁書目録に掲載され、この汚点が削除されたのは、やっと一八九九年になってからであった。しかし、そのことは、カトリック世界（フランスを除く）においては、その作品が、必ずしもプロテスタント世界のようには、完全な成功を収めなかったという事実を物語っている。したがって特徴的なこととして、イタリア最高の法哲学者ジアンバティスタ・ヴィコ（Gianbattist Vico, 1668~1744）は、彼が〝人類の法学者〟と呼んだグロチウスの作品を注釈したいという願望を抱いていたが、カトリック教徒として、その自己の願望に応ずることができるとは思わなかったのである。

グロチウスの名声は変動を受けやすくて、十九世紀の大部分の期間、それは衰退していたが、二十世紀には著しい復活を見せるに至った。一九一五年に国際法の研究のため、著名なイギリスの協会が設立されたが、それは、当然のようにグロチウス協会（Grotius Society）という名前を採択した。また、一九二〇年に、連合国側がオランダに対しドイツ皇帝の引き渡しを要求したときには、グロチウスが引用された。一九二五年の『戦争と平和の法』三百年祭は、世界中で、その

驚くべき数の出版を喚起させたが、この爆発は、グロチウスの作品に対する関心を枯渇させるどころか、むしろ、刺激したように思われる。第二次世界大戦に突入する前、アメリカ合衆国は、法務長官（後の最高裁判所長官）ジャクソンを通して、ヒトラーのドイツに反対する差別政策を支持するためにグロチウスを援用したが、それは後に戦争犯罪人の訴追にも援用されることになった。こうした問題について、グロチウスの見解が、当時の現実の国際法を代表していたか否かということは、ほとんど問題ではない。国際法の問題をめぐって、グロチウスが味方をしてくれるということは、やはり、利益になることであって、彼の作品は、一つの生命力を存続させているのである。彼は、最早、過去の何世紀かにおけるように広く読まれてはいないが、しかし、彼の思想の心髄は、文明世界の良心になってしまっているのである。

（付記）

一、この翻訳の（その二）は『大東文化大学創立七十周年記念論集』に掲載しました。

二、本号から印刷の都合で、訳注は本文と同じ活字で一行で表示します。